

那須塩原市地域情報化計画書

～「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原」

の実現に向けた創意と協働によるまちづくり～



平成 19 年 9 月

那須塩原市

目 次

1 情報化の考え方	
(1) 情報化をとりまく状況	1
(2) 那須塩原市としての情報化	2
2 那須塩原市の将来像と情報化の目標	5
(1) 第1次那須塩原市総合計画	5
(2) 情報化を行うに当たっての目標	16
3 情報化の現状と課題	18
(1) 情報化社会における行政の現状と課題	18
(2) 身近な情報通信インフラの現状と課題	26
4 目標とするまちづくりを実現する情報化の推進	37
(1) 市民との協働によるまちづくりのための情報化の推進	37
(2) 効率的・効果的な行財政運営による自立したまちづくりのための情報化の推進	37
(3) 安全に安心して暮らせるまちづくりのための情報化の推進	37
(4) 個性が輝くまちづくりのための情報化の推進	37
5 情報化の具体的な展開(第1期プロジェクト)	39
(1) 安心して便利な電子市役所づくり(ICTを有効活用した協働のまちづくり)	39
(2) 安全な情報環境の整備(誰もが安全・快適に利用できる身近な情報インフラの確保)	45
6 情報化の具体的な施策(第1期プロジェクトのアクションプラン)	50
(1) 安心して便利な電子市役所づくり(ICTを有効活用した協働のまちづくり)	50
(2) 安全な情報環境の整備(誰もが安全・快適に利用できる身近な情報インフラの確保)	53
附属資料	56

1 情報化の考え方

(1) 情報化を取り巻く状況

我が国は、人口減少時代の到来と少子高齢化社会の進展、国際化の進展などをはじめとする社会経済環境の変化に伴い、様々な社会生活・経済活動上の問題に直面することが予想されています。特に、急速な人口減少は、社会生活・経済活動上の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題であり、今後、少子化の克服や生産性の向上など、社会・経済自体を変えることに取り組んでいくことが必要となっています。

情報化には、こうした状況を解決するための起爆剤として、2001年の e-japan 戦略から 2006 年の IT 新改革戦略の流れの中で、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながり、情報の自在なやりとりを行うことができる*ユビキタス社会の実現が目標として掲げられています。*ユビキタスネットワークが実現することにより、社会経済のあらゆる局面で知識・技術の集積を進展させ、既存の社会経済システムの変革や、経済活力の源泉である技術進歩を加速させることに寄与することが期待されています。

こうした期待により、我々にとって特に身近な情報媒体である「テレビ」「携帯電話」「インターネット」の利用環境は、急速に進展し、また大きく変わりつつあります。

全ての世代に広く利用されている「テレビ」については、デジタル化に伴い、高品質な映像・音声や文字放送、携帯端末でもクリアな映像と音声を受信できるワンセグなどが可能となり、新たなテレビ時代の幕開けと言われております。

「携帯電話」については、高機能化と共にデータ通信の高速化により、テレビ電話やインターネットを利用したパソコン並みの情報収集やメールによる情報交換が可能となっています。

「インターネット」については、今や「世界最高水準」の低料金化、高速化が進み、利用人口も急速に増え、10年前のテキストベースの情報の受発信から、革新的に利用方法が増え、*ネットオークションや*ネットバンキングといった商取引、映像、音楽のダウンロードサービスなど新たなビジネスを生んでいます。

行政の分野においても「インターネット」の利用が急速に進展しており、ホームページによる情報発信に加え申請・手続きのオンライン化により、国においては「電子政府」として 95%の手続きがオンラインで可能となっており、地方自治体においても「電子自治体」として、取り組み状況には差があるものの着実にオンライン化が進展しています。

(2) 那須塩原市としての情報化

① 策定の趣旨

情報化は、人々が情報通信技術を有効に利活用することにより、家庭や産業、行政などのあらゆる分野でより豊かな生活環境の実現を支援していくことであり、そのなかでも、行政が推進・支援する情報化には、地域の課題の解決やさらなる地域の活性化への取り組みが期待されています。

そのため、行政には、地域の課題や望ましい地域の将来像から情報化に対応した地域独自の明確なコンセプトを定め、行政としての役割を明確にしつつ、市民や企業、地域と一体となった情報通信基盤の整備や情報利用環境の整備を行っていくことが必要です。

那須塩原市には、広大な那須野ヶ原に育まれた緑と那珂川、箒川の清らかな流れに代表される美しく豊かな自然があります。わたくしたち市民一人ひとり、このあふれる緑や自然を大切にしながら、安心して暮らすことができ、夢や希望をもって「やすらぎ」を感じることができるまちを目指すために、那須塩原市の将来像を「人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原」と決めました。

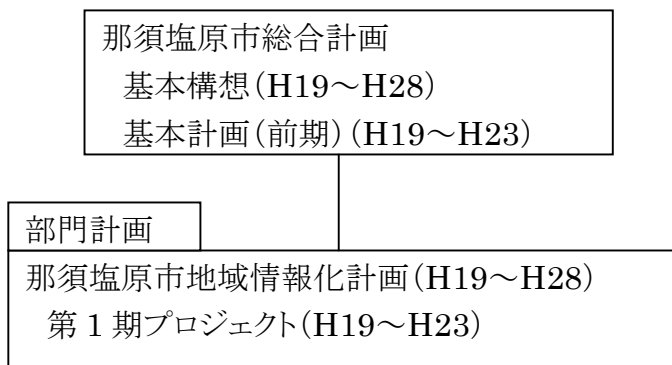
このことから、情報化を推進するにあたっては、情報通信システムを活用するのは「人」であり、「人」が活用してこそその情報通信システムであることを常に銘記して、情報化を推進することが大切となります。

また、那須塩原市には、日本三大疏水の一つである那須疏水の開削により発展し、先人から引き継いできた開拓精神と先取の気性でまちづくりに取り組んできた歴史があります。今後とも、こうした歴史を踏まえつつ人が中心となったまちづくりを行っていくことが重要であり、「人の繋がり」をつくることが市の情報化のあり方を示す理念であるといえます。

これらのことから、那須塩原市では、「人の繋がり」を基本として地域の課題を解決するとともに、地域の更なる活性化を促すよう地域のコミュニティや個性を活かした「那須塩原らしい情報化」を推進していきます。

② 計画の位置づけ

「那須塩原市地域情報化計画」は、「那須塩原市総合計画基本構想」に基づき策定された「那須塩原市総合計画基本計画」の趣旨の下に、那須塩原市のまちづくりを進めていく上で必要な情報化の考え方を示すものです。



総合計画の政策、施策の体系である「まちづくりの大綱」の中で、*地域情報化計画に関連する「地域情報化の推進」は、基本政策「7. 創意と協働によるまちづくり」の中の基本施策の1つに位置づけられています。

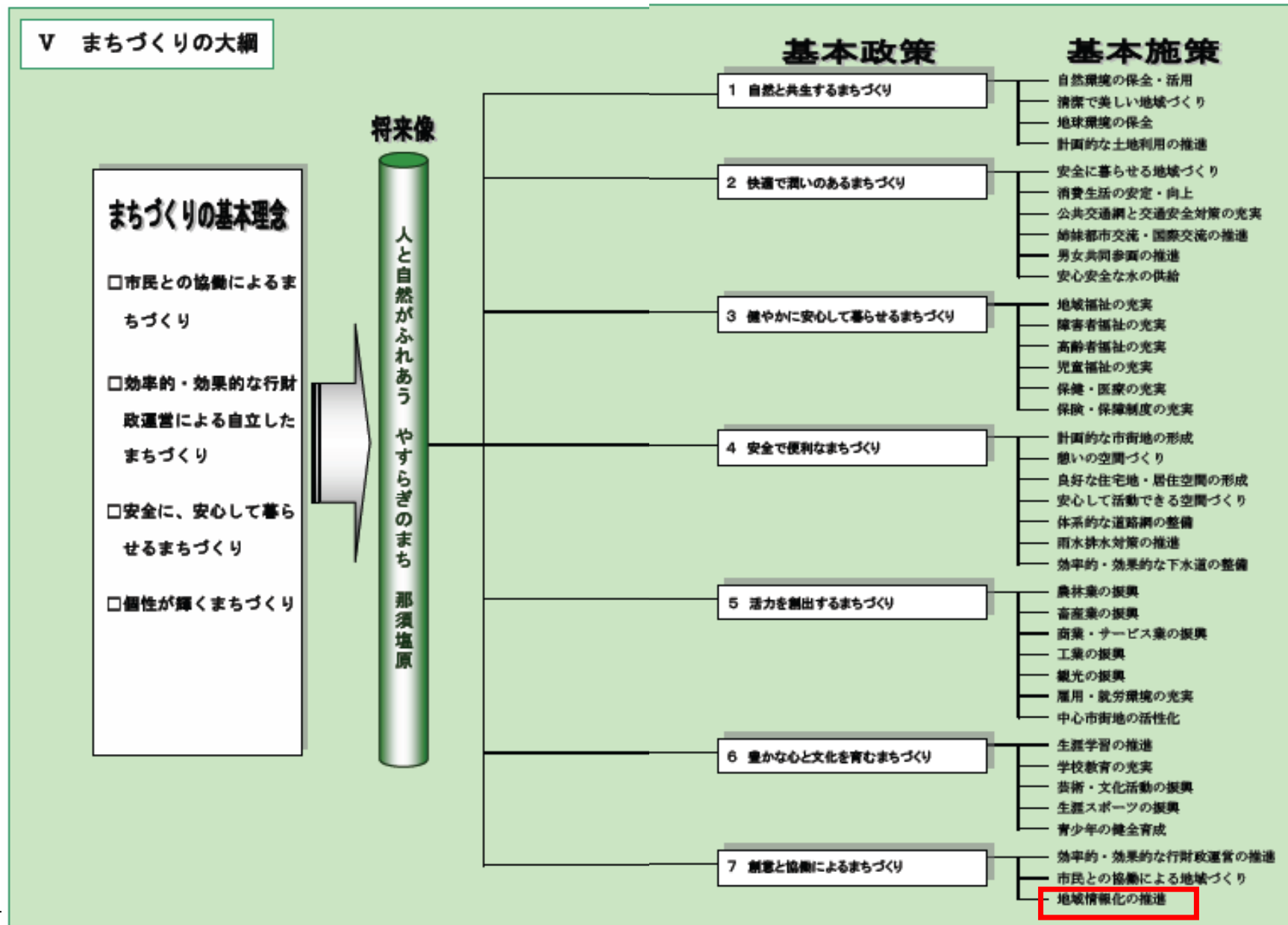
従って、本計画については、新たなまちづくりにチャレンジする「創意」や行政と市民、市民と市民が良好なパートナーシップによりまちづくりに参画する「協働」の視点を基本として策定するものとします。

③ 計画の期間

この計画の計画期間は、市の総合計画の部門計画であることから平成 19 年から平成 28 年までの 10 年間とします。また、基本計画(前期)に沿った具体的な施策については第 1 期プロジェクトとして平成 19 年から平成 23 年を計画期間とします。

なお、情報化は急速な勢いで技術が進展し、またそれを利用する人の意識も急激に変化することが予想されることから、適宜見直しを行うことが必要と考えます。

第 1 次那須塩原市地域情報化計画(H19~H28)	
第 1 期プロジェクト(H19~H23)	第 2 期プロジェクト(H24~H28)



2 那須塩原市の将来像と情報化の目標

(1) 第1次那須塩原市総合計画

① 那須塩原市の現況

(イ) 市の特性

■豊かな自然環境と良好な地理的条件

◇ 豊かな自然環境

広大な那須野ヶ原にいだかれた本市は、北部には那珂川が、南部には箒川が清らかに流れています。

日光国立公園に含まれる市西部の山岳は、溪谷や滝、温泉などの自然資源に恵まれ、ヤシオツツジやブナ、ミズナラなどが群生しています。

また、平坦な地形の市東部には、平地林が広がり絶滅危惧種のオオタカをはじめとした動植物が生息するなど豊かな自然に恵まれています。

◇ 国土幹線軸上の交通の要衝地

首都圏から北に向かう東北新幹線や東北縦貫自動車道などの国土幹線が南北に、国道400号が東西に通っています。

また、福島空港への連絡にも恵まれ、国土幹線軸上の広域拠点としての機能が一層高まっています。

■多彩な産業の立地

◇ 首都圏への食料供給基地

水稲や冷涼な気候を活かした酪農と高冷地野菜などの生産が盛んな農業は、農業産出額が全国第16位(県内第1位)を誇り、首都圏への食料供給基地としての役割を担っています。

特に、酪農は、生乳産出額が全国第4位、本州では第1位を誇っています。

◇ 栃木県北最大の商業圏域

本市の商業は、駅前周辺の既存の商店街と幹線道路沿線への大型店の集積などにより成り立っています。

店舗数と年間販売額は、ともに栃木県北部で第1位を誇っています。

◇ 産業を活性化し雇用を創出する工業

本市の工業は、製造業を中心に発展してきました。

また、昭和50年代以降に造成した7つの工業団地には、多くの企業が進出し産業の活性化や雇用の創出に大きな役割を果たしています。

◇ 恵まれた自然を活かした観光

本市には、風光明媚な自然景観や温泉など多くの観光資源があります。

平成17年の観光入込客数は、年間670万人を超え栃木県全体の1割を占めています。また、宿泊客数も、年間120万人を誇り県全体の14%を占めています。

特に、塩原温泉や板室温泉には、観光資源と多くの施設が集積し自然や観光を楽しむ多くの観光客が訪れます。

■ 開拓の歴史と増加する人口

◇ 開拓の歴史と精神

那須野ヶ原一帯は、三島通庸や印南丈作、矢板武らが明治時代に那須疏水を開削して以降、開拓が盛んに行われました。

忍耐強さや進んで新たなものごとに取り組む開拓魂は、今でも私たちに引き継がれています。

◇ 人口増加を続けてきた若いまち

本市は、年少人口の割合が高く、高齢者人口が少ない県内でも若い市といえます。

また、恵まれた自然環境と交通の利便性の良さなどから流入人口が多く、出生率が低下するなかこれまで人口は増加の一途をたどってきました。

(ロ) 時代の潮流

■ 人口減少時代の到来と少子高齢化の進展

我が国では、平成17年(2005年)に人口が減少に転じました。また、出生率の低下や平均寿命の伸長により少子高齢化はいっそう進むことが予測され、本市においてもその対応は急務といえます。

反面、人口減少と少子高齢化社会の到来は、豊かで成熟した社会の到来をも意味しています。

私たちは、私たちが暮らすこの地域を安全で、安心な地域とするためにも、豊かな知識と豊富な経験をもった高齢者が活躍できる社会の実現とともに、子供を産み育てやすい環境を創りあげる必要があります。

■ 国際化の進展

国際化の進展にともない日本で就労、就学する外国人は増えています。加えて、政府が掲げる国際観光立国の方針により外国からの旅行者数は今後も増加することが見込まれます。

また、産業拠点の海外への移転や国際貢献、協力活動により多くの日本

人が海外で暮らすなど国際化は、今後いっそう強まることが予測されます。

このようなことから、本市においても、外国人への積極的な支援策を講じるとともに、市民との交流活動やグローバルな視点を持った人材の育成などを推進する必要があります。

■ 高度情報化社会の到来

パソコンや携帯電話をはじめとする情報処理機器、通信機器は、社会経済のあらゆる分野で急速に普及しています。

市民の誰もが、いつでも必要な情報を入手でき、また、容易に情報を伝達できるようIT機器への習熟度を高めるとともに、情報格差のない社会を実現する必要があります。

また、安心して情報の入手・伝達ができるよう、個人情報保護とセキュリティ対策に万全を期する必要があります。

■ 循環型社会への転換

温室効果ガスの増加や森林の伐採などにより地球温暖化は深刻さを増し、私たちが地球上で生存していくためには、自然と共生した環境に負荷の少ない循環型社会への転換が求められています。

本市においても、環境に対する意識を啓発するとともに、家庭ごみの排出量を抑制しごみのリサイクル率を向上させるなど、市民一人ひとりが主体的に実践できるよう環境を整える必要があります。

また、太陽光発電などの環境負荷の少ないクリーンエネルギーを積極的に導入する必要があります。

■ 市民ニーズの多様化

ひとり暮らし世帯の増加や女性の社会進出など市民のライフスタイルは多様化しています。また、豊かさに対する人々の価値観も物から心へと移行し、世代間の意識の相違も拡大しています。

このため、地域社会と連携した様々な活動を通して、一人ひとりが豊かさを実感できるような市民生活を実現する必要があります。

■ 地方分権の推進

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、国と地方の役割は大きく見直され、地方自治体は、自己決定権や裁量権が拡大する一方で自己責任も大きくなりました。

このようななかで、地方分権の理念を実現できる自治体の確立を目指すためには、市民と行政が緊密に連携し*協働してまちづくりを進めていくことが不可欠です。

■行財政改革の推進

税収が減少傾向にあるなかで、高齢化による保険・医療への支出が増大するなど本市の財政は厳しい状況にあります。

加えて、国の財政再建への取組により、補助金・負担金はもとより地方交付税の減少も懸念されます。

このため、行政コストを抑制し効率的な行財政運営を進めるとともに、税収の向上に努め行政需要に的確に応えられるまちづくりを進める必要があります。

② 10年後のわたしたちのまち

(イ) 人口

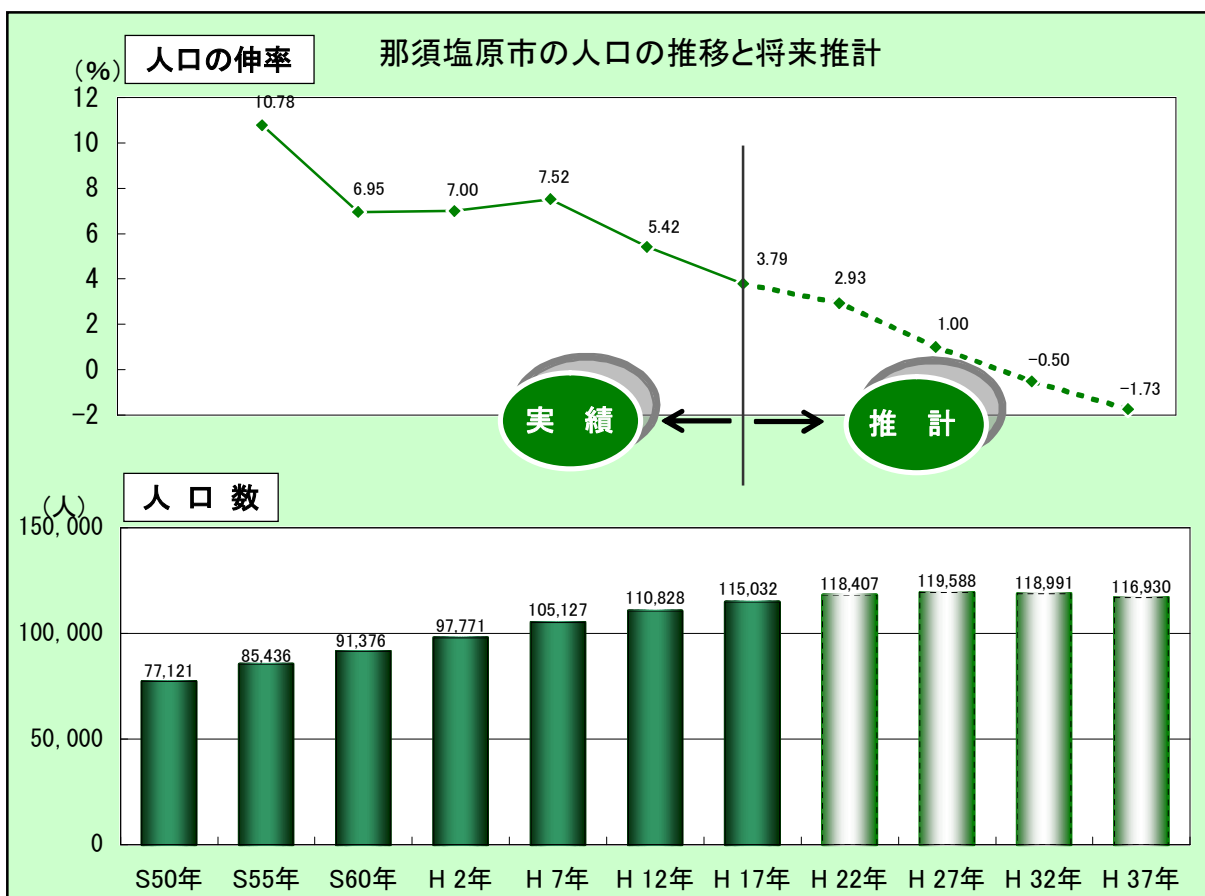
■ 総人口

平成 27 年の那須塩原市の推計人口 11 万 9 千人

本市の総人口は、平成 27 年(2015 年)の 11 万 9 千人をピークに減少に転じることが予測されます。

《那須塩原市の人口の実績と将来推計》 (単位：人、%)

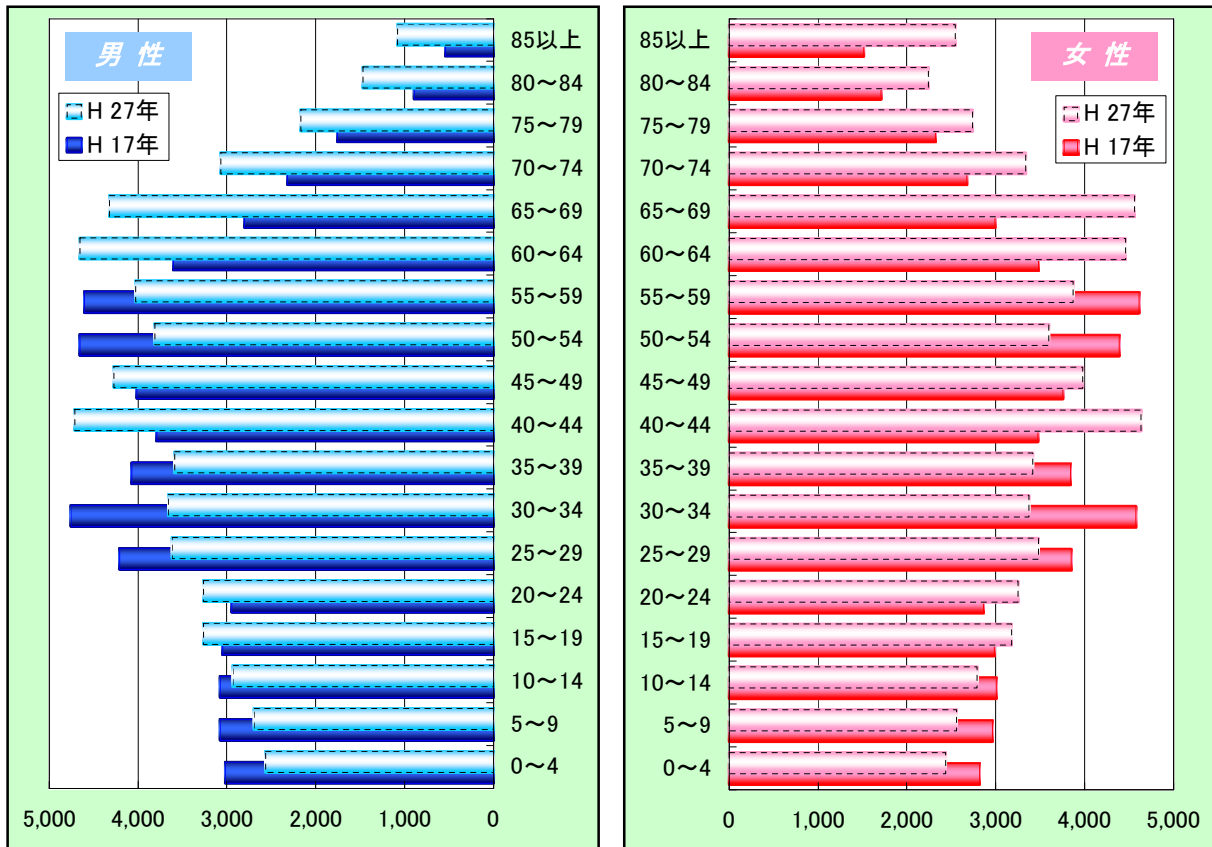
	S50年 1975年	S55年 1980年	S60年 1985年	H 2年 1990年	H 7年 1995年	H 12年 2000年	H 17年 2005年	H 22年 2010年	H 27年 2015年	H 32年 2020年	H 37年 2025年
旧黒磯市	42,349	46,574	49,742	52,344	56,275	58,783	-	-	-	-	-
旧西那須野町	24,437	28,807	31,763	35,602	39,653	43,186	-	-	-	-	-
旧塩原町	10,335	10,055	9,871	9,825	9,199	8,859	-	-	-	-	-
那須塩原市	77,121	85,436	91,376	97,771	105,127	110,828	115,032	118,407	119,588	118,991	116,930
伸 率	-	10.78	6.95	7.00	7.52	5.42	3.79	2.93	1.00	-0.50	-1.73



資料:H17年までは、総務省「国勢調査」。推計値は、コーホート要因法を基に独自に推計。

■ 年齢階層別人口

年齢階層別では、少子高齢化が一層鮮明となるが見込まれます。

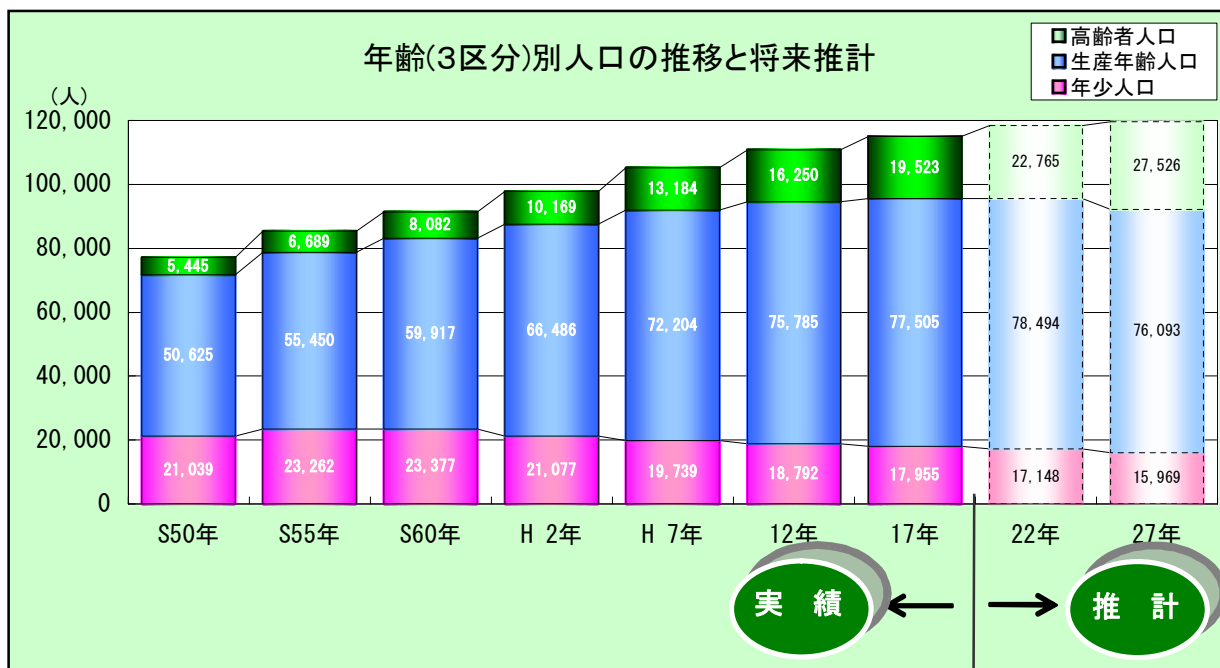


■年齢（3区分）別人口

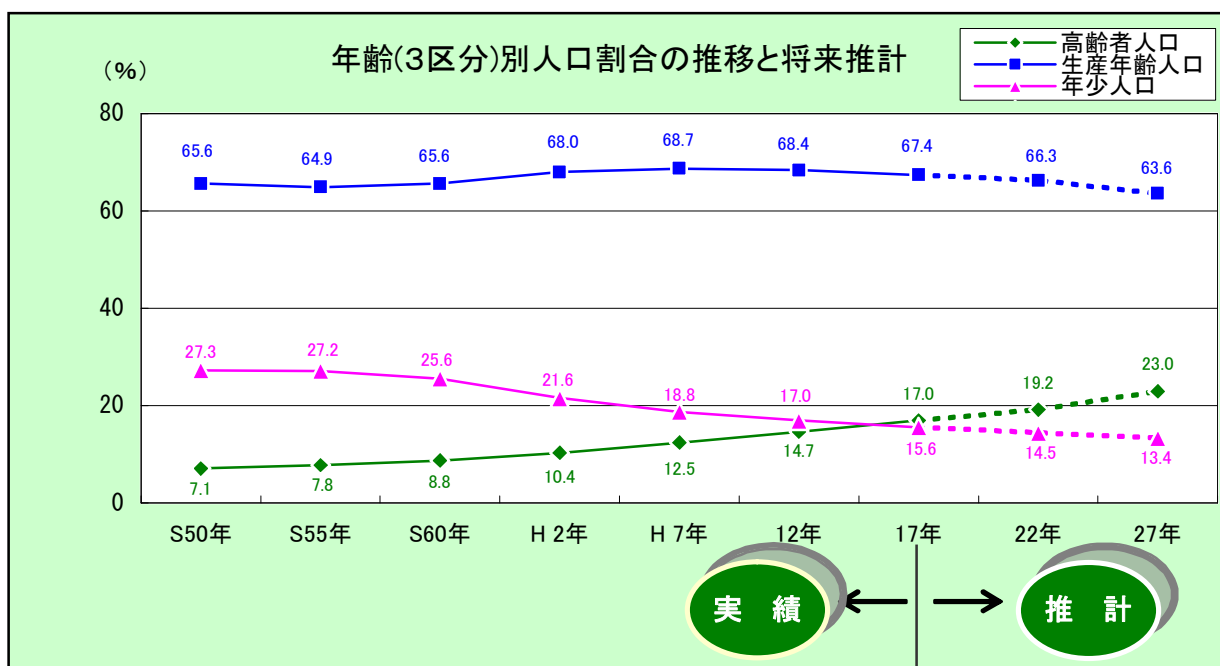
年齢(3区分)別人口は、平成27年(2015年)には、年少人口(15歳未満)が約1万6千人、生産年齢人口(15～64歳)が約7万6千人、高齢者人口(65歳以上)が約2万8千人となる見込みです。

年少人口と生産年齢人口は、平成17年と比べそれぞれ2千人減少し、高齢者人口は8千人増加する見込みです。

また、高齢化・少子化の傾向は、今後も続くことが予測されます。



※ 年齢不詳者は、含まない。

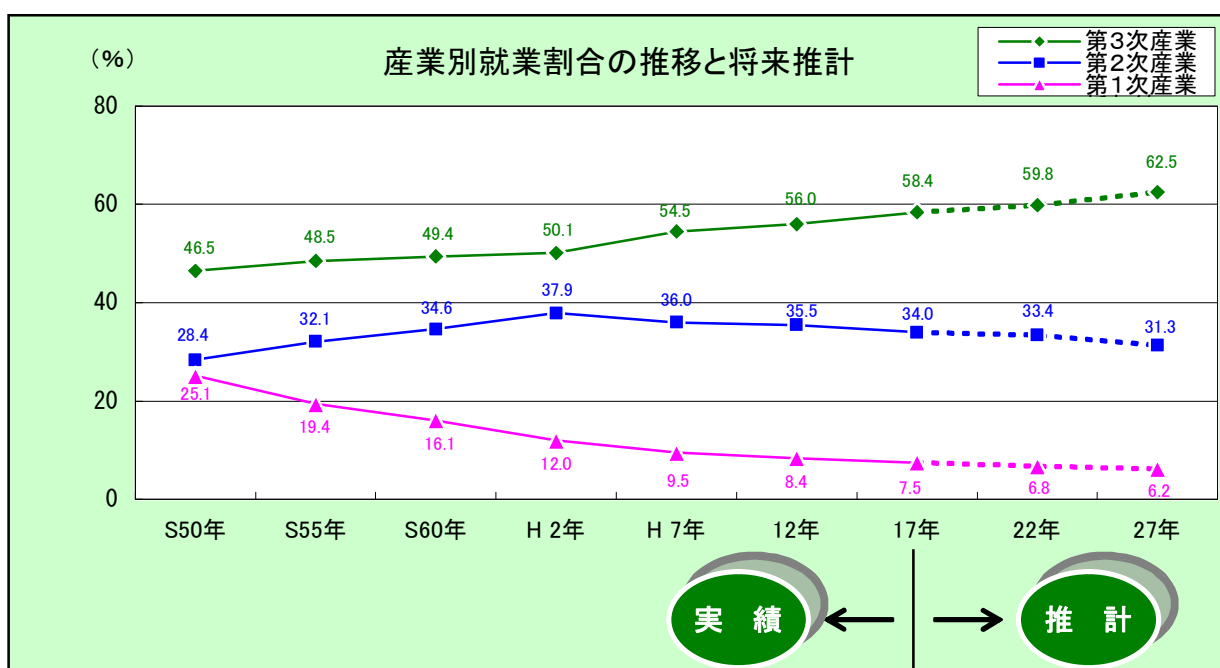
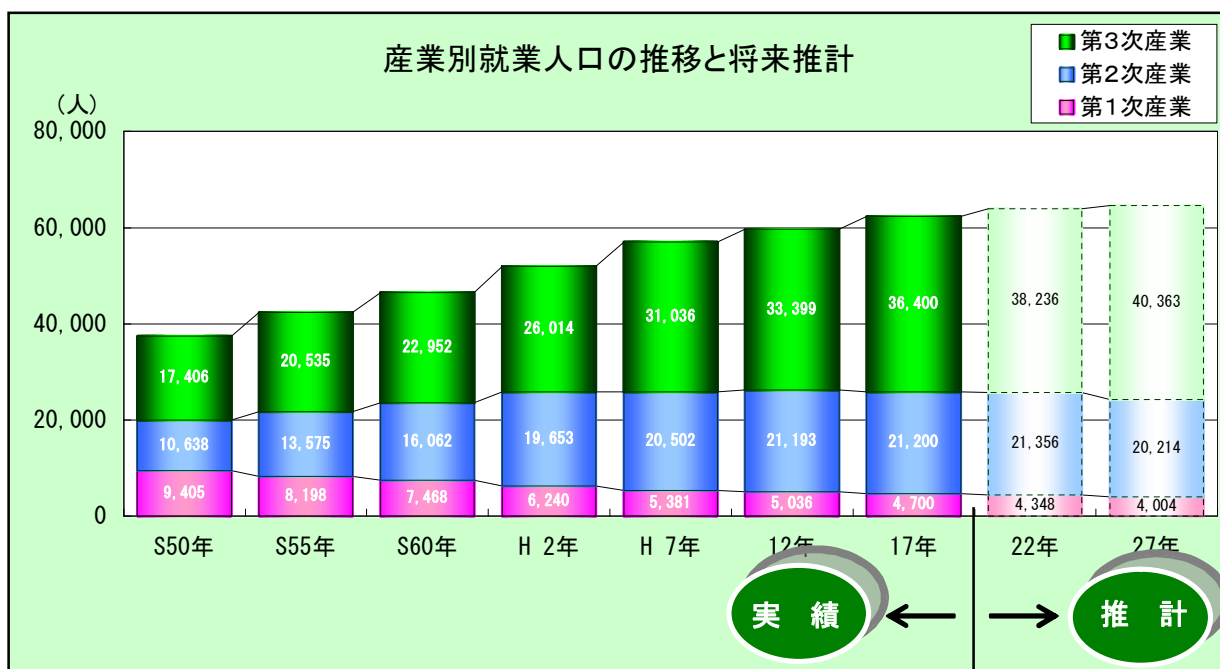


■産業別就業人口

第1次産業は、農業後継者の減少や輸入農産物の増加により今後も減少が見込まれます。

第2次産業は、経済のグローバル化にともなう産業拠点の分散化・海外移転により減少に転じることが見込まれます。

第3次産業は、*IT産業をはじめとする高付加価値産業の増加や新たなインターチェンジの開設などにより増えることが見込まれます。



(ロ) 世帯数

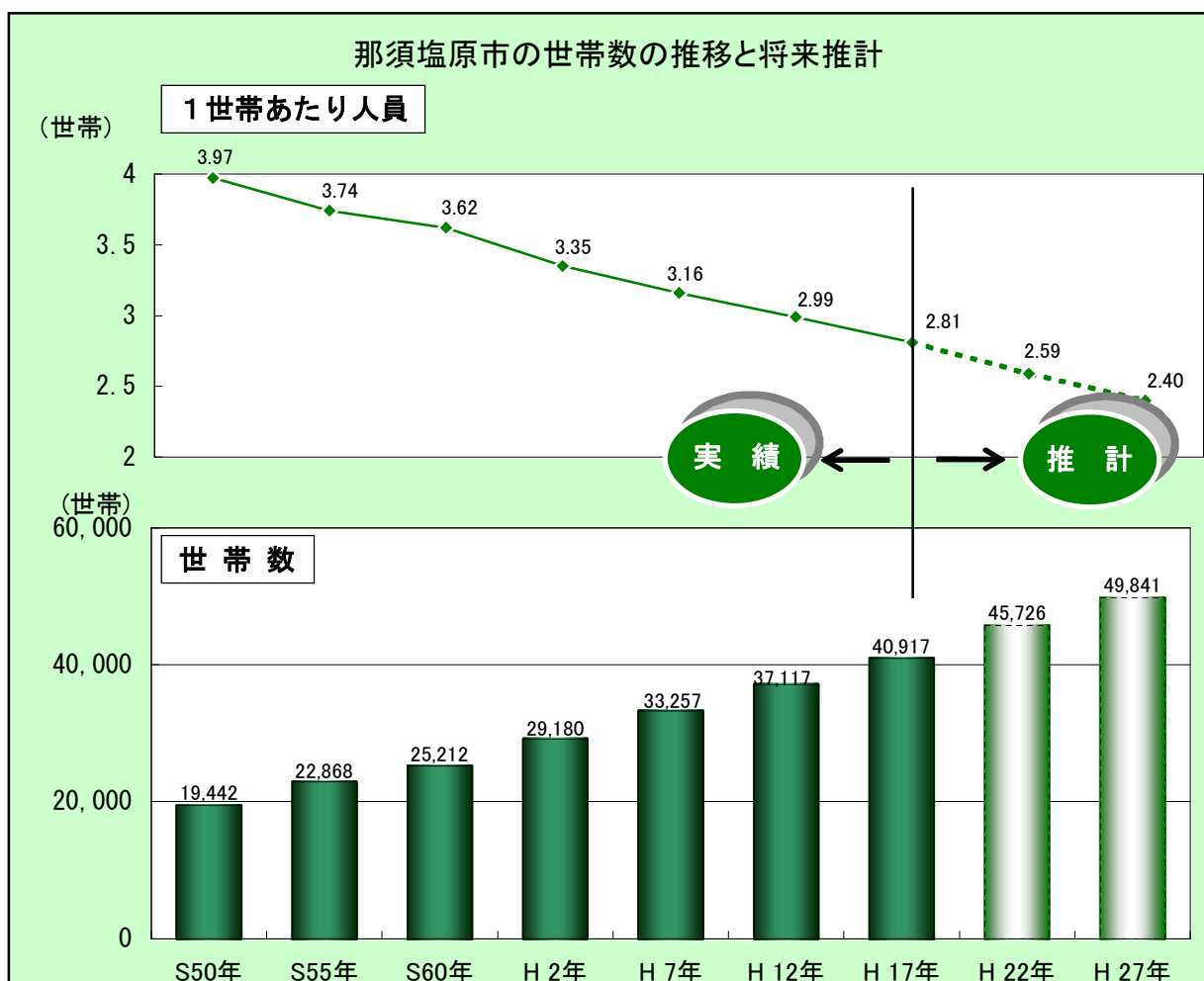
世帯数は、平成22年(2010年)には約4万6千世帯、平成27年(2015年)には約5万世帯まで増加することが見込まれます。

また、3世代同居の減少や単身世帯の増加などから、1世帯あたりの人員は、平成22年(2010年)には2.59人に、さらに平成27年(2015年)には2.40人に低下することが予測されます。

《那須塩原市の世帯数の実績と将来推計》

(単位：人、%)

		S50年 1975年	S55年 1980年	S60年 1985年	H2年 1990年	H7年 1995年	H12年 2000年	H17年 2005年	H22年 2010年	H27年 2015年
世帯数	旧黒磯市	10,532	12,247	13,332	15,126	17,293	19,225	-	-	-
	旧西那須野町	6,372	7,822	8,962	10,861	13,016	14,941	-	-	-
	旧塩原町	2,538	2,799	2,918	3,193	2,948	2,958	-	-	-
	那須塩原市	19,442	22,868	25,212	29,180	33,257	37,124	40,917	45,726	49,841
人口		77,121	85,436	91,376	97,771	105,127	110,828	115,032	118,407	119,588
1世帯あたり人員		3.97	3.74	3.62	3.35	3.16	2.99	2.81	2.59	2.40



資料：H17年までは、総務省「国勢調査」。推計値は、コーホート要因法を基に独自に推計。

③ まちづくりの基本理念

本市は、まちづくりの主体である市民と行政の*協働を推進し、自立した行財政運営のもとで、だれもが安全に安心して暮らし、一人ひとりの個性と地域の特性が輝くまちづくりを推進します。

基本理念《4つのキーワード》

1 市民との協働によるまちづくり

まちづくりの主役である市民と行政が、ともに力を合わせて進める*協働のまちづくりを推進します。

2 効率的・効果的な行財政運営による自立したまちづくり

効率的・効果的な行財政運営により、地方分権・住民自治の時代に対応できる自立したまちづくりを推進します。

3 安全に、安心して暮らせるまちづくり

防災・防犯体制の強化や日常の暮らしを支える社会資本の整備、保健福祉対策の充実により、安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

4 個性が輝くまちづくり

豊かな自然環境や多彩な産業などの地域資源の有効活用と、市民一人ひとりがいきいきと暮らせる地域社会の形成を図り、個性が輝くまちづくりを推進します。

④ 那須塩原市の将来像

本市には、広大な那須野ヶ原に育まれた緑と那珂川、箒川の清らかな流れに代表される美しく豊かな自然があります。

わたしたち市民一人一人は、このあふれる緑や自然を大切にしながら、安心して暮らすことができ、夢や希望をもって「やすらぎ」を感じることができるまちを目指すために、那須塩原市の将来像を「**人と自然がふれあう やすらぎのまち 那須塩原**」とします。

(2)情報化を行うに当たっての目標

① 那須塩原市の将来像の実現

那須塩原市らしい情報化を進めるにあたっては、総合計画の「まちづくりの基本理念」である4つのキーワードを着実に具現化するための情報化を目標とします。

特に国においても*「e-japan 戦略」から*「e-japan 戦略Ⅱ」そして*「u-japan 政策」、の流れの中で*「IT」(Information Technology)からよりコミュニケーションを重視した*「ICT」(Information and Communication(s) Technology)となったことを踏まえ、「コミュニケーション」や「人の繋がり」をより重視した市民一人ひとりが主体となった情報化により、創意と協働によるまちづくりを進めます。

◎市民との協働によるまちづくりのための情報化

すべての市民が情報化の恩恵を享受でき、創造性を発揮できる情報環境の構築を進めるとともに行政と市民全体の*情報リテラシーの向上を図ることにより、協働の地域づくりに資する地域情報化を推進し、人と人のふれあいを大切にしながら様々な分野の地域活動やコミュニティ活動の支援を図っていきます。

◎効率的・効果的な行財政運営による自立したまちづくりのための情報化

市民が「合併」に期待した「行財政改革」による効率的・効果的な行財政運営を実現し、自立したまちづくりを進めるための情報化を進めます。

◎安全に安心して暮らせるまちづくりのための情報化

「安全・安心」なまちづくりのための防災・防犯体制の強化や、保健福祉・医療サービスの充実を図る情報化を推進します。

また、ネットワークの向こうには人がいることを理解できるよう、倫理面などにも対応した*情報リテラシーの向上を図ります。

◎個性が輝くまちづくりのための情報化

自然豊かな観光都市としての財産・知名度、開拓を象徴する明治の元勳や先人が建立した数々の名所・旧跡、生乳産出額本州第1位の農業や様々な商工業、新幹線や高速道路による首都圏へのアクセスの良さなどの数々の個性や魅力を活かした情報化を推進していきます。

② 誰もが利用できる情報基盤の実現

今後の様々な社会経済環境の変化に対応し、「創意と協働によるまちづくり」を進めるために、全ての市民が等しく利用できる情報通信環境の確保に取り組めます。

特に我々にとって身近な情報媒体である「テレビ」、「携帯電話」、「インターネット」については、民間事業者や国、県、近隣市町等と連携し、快適な利用環境が確保できる*情報格差(デジタルディバイド)の解消に取り組んでいきます。

3 情報化の現状と課題

情報化の現状と課題について、「情報化社会における行政の現状と課題」と「身近な情報通信インフラの現状と課題」の大きく2つに視点を分け、広く現状を捉えると共に那須塩原市における状況について、各種資料や*市民アンケート調査の結果等をもとに検討します。

(1) 情報化社会における行政の現状と課題

① 電子自治体の構築

(イ) 電子自治体を取り巻く状況

(行政手続きのオンライン化)

- 政府の IT 戦略本部では、平成 18 年 1 月に新たな IT 戦略として「IT 新改革戦略－IT による日本の改革」を決定し、この中で「世界一便利で効率的な電子行政」の実現を目標として掲げています。
- 同戦略では、電子行政の現状と課題について、「国が扱うほとんどの手続きにおいてインターネットによる申請等が可能になっている一方で、使い勝手が利用者の視点にたっていない等の理由から、国民、企業等による電子政府の利用が進んでおらず、住民サービスに直結する地方公共団体の電子化が十分でないなど、国民・企業等利用者が利便性・サービスの向上を実感できていない」との反省を踏まえた上で、「国・地方公共団体に対する申請・届出等に手続きにおけるオンライン利用率为 2010 年までに 50%以上とする」ことを目標として定めるとともに「公的個人認証に対応した電子申請システムを、全都道府県において 2008 年までに、全市町村においては 2010 年度までに整備する」こととしています。
- これを受け、総務省では、具体的なオンライン申請に取り組む指針となる「電子自治体オンライン利用促進指針」を同年 7 月に公表し、これまでの経過を踏まえた上で、住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続きをオンライン利用促進対象手続きとして位置づけています。

「電子自治体オンライン利用促進指針」に掲げられた手続き

【主に住民向け手続】	【主に事業者向け手続】
1) 図書館の図書貸出予約等 2) 文化・スポーツ施設等の利用予約 3) 粗大ごみ収集の申込 4) 水道使用開始届等 5) 研修・講習・各種イベント等の申込 6) 浄化槽使用開始報告等 7) 自動車税住所変更届 8) 職員採用試験申込 9) 犬の登録申請、死亡届 10) 公文書開示請求	11) 地方税申告手続(eLTAX) 12) 入札参加資格審査申請等 13) 道路占用許可申請等 14) 入札 15) 産業廃棄物の処理、運搬の実績報告 16) 感染症調査報告 17) 港湾関係手続 18) 食品営業関係の届出 19) 特定化学物質取扱量届出 20) 後援名義の申請 21) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する責任者の選任届

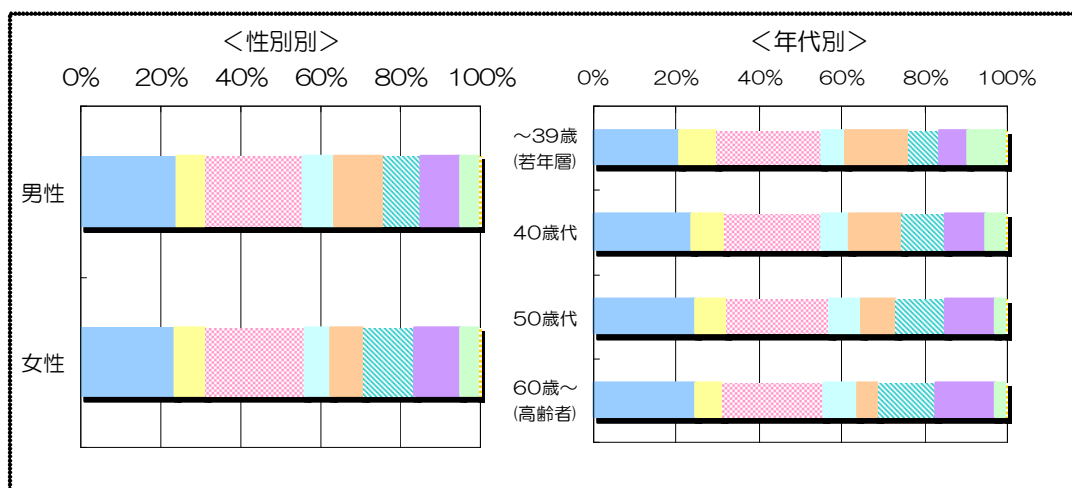
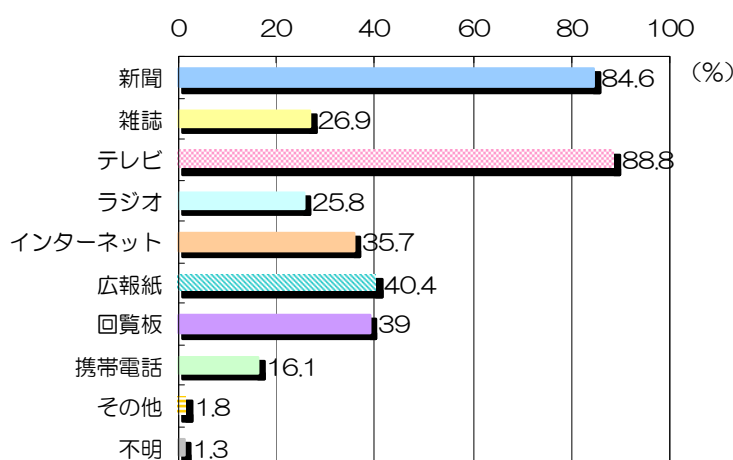
② 那須塩原市における現状と課題

(イ) 市民の情報入手の方法

■情報入手の媒体

- 市民が日常生活に関する情報を入手する媒体としては、新聞・テレビといったマスメディアが一般的となっているものの、性別や年代で比較すると差異が見られ、若年層ではインターネットを利用する市民も多く、高齢層では広報誌や回覧板を利用する傾向があります。

Q.あなたは何を利用して日常生活に必要な情報を入手していますか（複数回答）

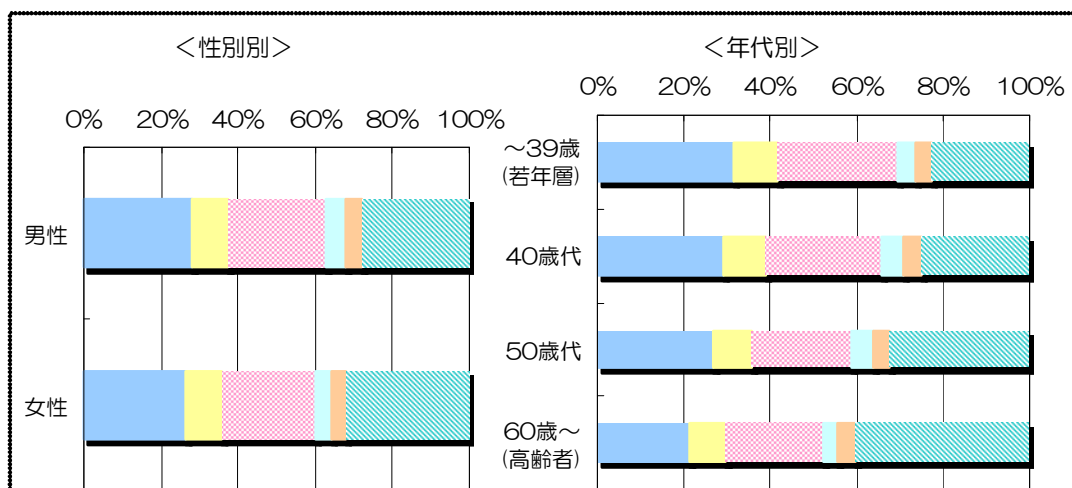
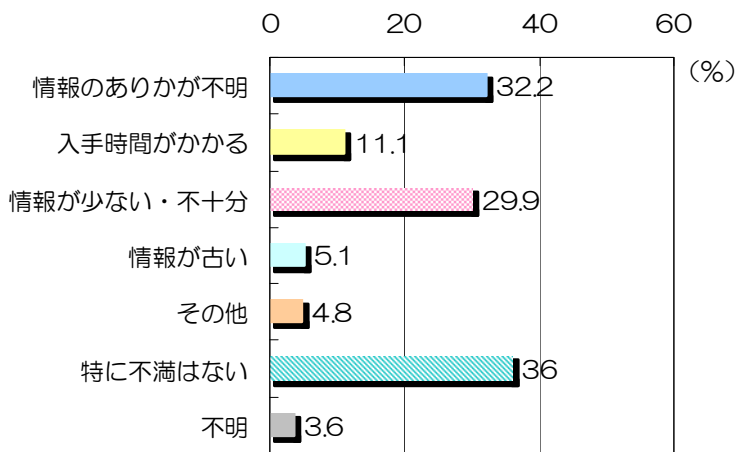


■市からの情報入手

- 市の情報入手に関し、半数以上(60.4%)の市民が不満を感じており、特に「情報がどこにあるのかが不明」「情報が少ない・不十分」といった不満が若年層を中心に多く見られます。
- 市のホームページを見たことがある市民は4分の1で、見たことがある市民も、週に1回以上見る(4.3%)、月に1～3回(44.4%)であり、あま

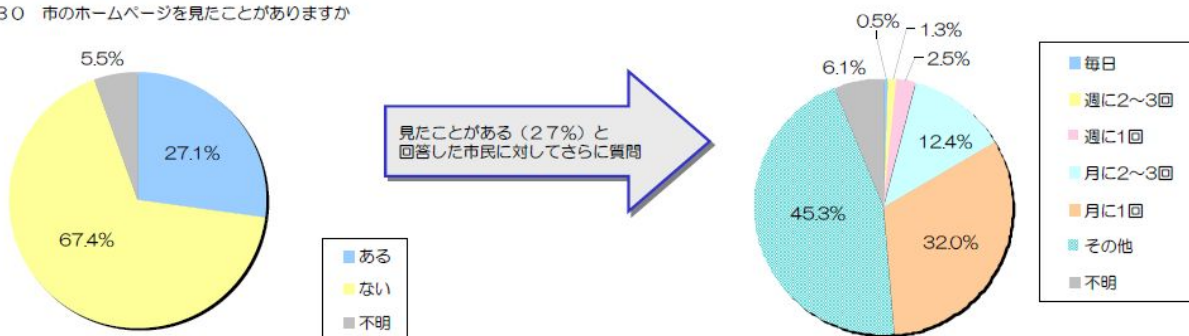
り高い頻度での閲覧はされておらず、必要な時にのみ閲覧されていると考えられます。

Q.市からの情報入手に関してどのような不満を感じていますか。(複数回答)



Q.市のホームページを見たことがありますか

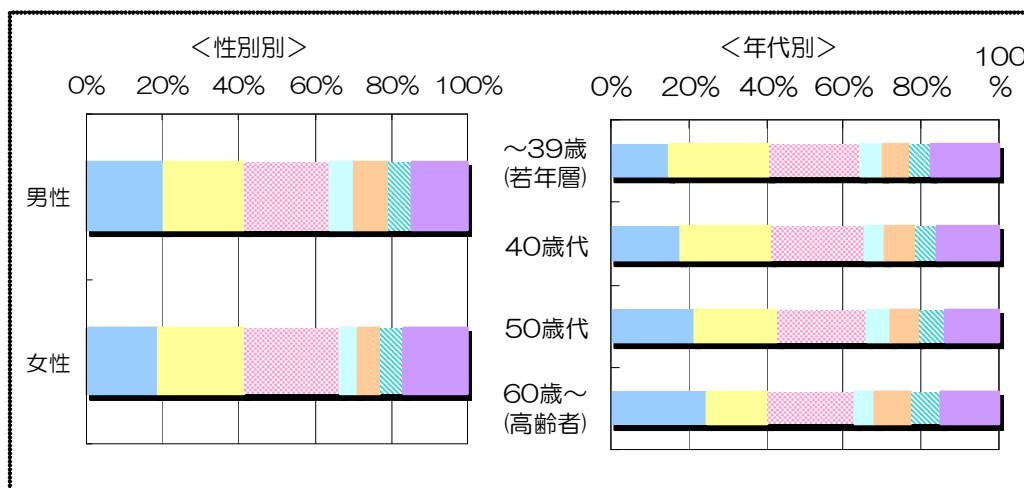
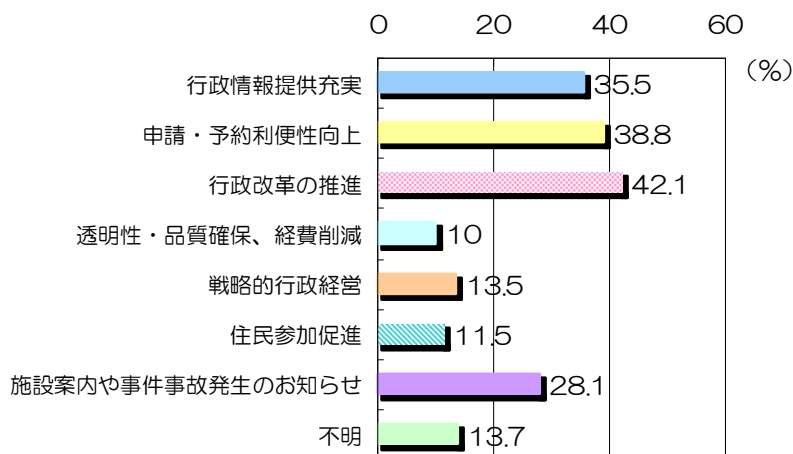
Q30 市のホームページを見たことがありますか



(ロ) 電子市役所構築に当たっての市民の要望

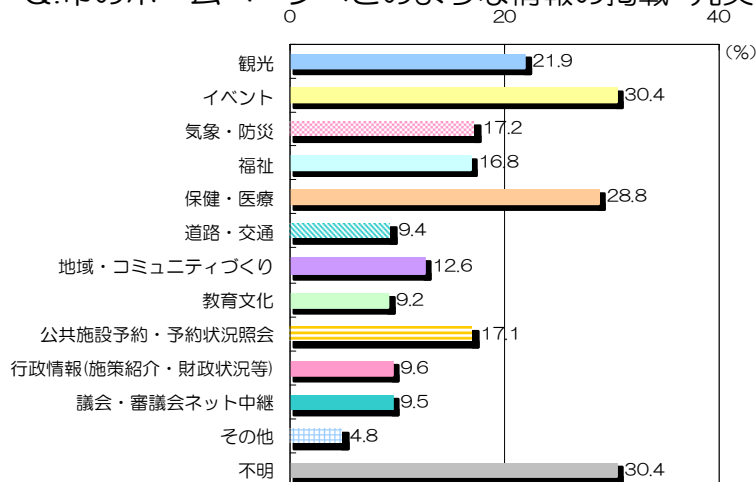
- 情報化への期待:市民は、情報化により「行政改革の推進」「申請・予約による利便性向上」「行政情報の提供の充実」を重点的に取り組むべき分野として考えています。若年層など、インターネットを利活用する傾向の強い市民層は、*IT化による戦略的・効率的な行政運営を期待し、高齢層や女性の市民は、住民参加の行政を期待しています。

Q.市としてどのような分野に重点的に取り組むべきと考えますか（複数回答）



- ホームページへの掲載、充実を求める情報としては、多くの年代層でイベント情報、保健・医療、観光のニーズが大きくなっていますが、高年齢層については、保健・医療、福祉への関心が他の年代に比較して高くなっています。

Q.市のホームページへどのような情報の掲載・充実を求めますか。(複数回答)

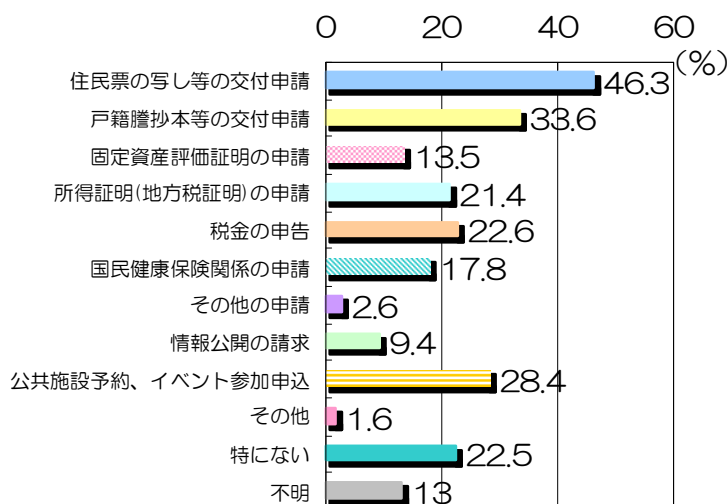


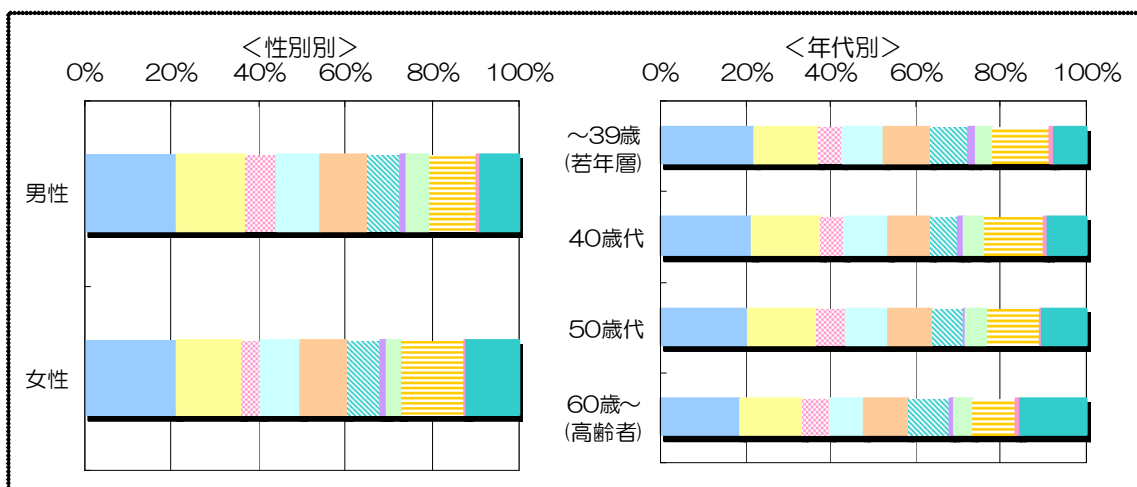
<年代別関心の高い分野>

	①	割合 (%)	②	割合 (%)	③	割合 (%)
～39歳 (若年層)	イベント	50.7	保健・医療	44.3	観光	35.8
40歳代	イベント	48.4	保健・医療	38.5	観光	31.3
50歳代	イベント	41.9	保健・医療	39.8	観光	31.9
60歳～ (高齢者)	保健・医療	43.1	イベント	29.9	福祉	28.6

○ ホームページ等で利用できる電子申請の内容としては、「住民票の写し等の交付申請」「戸籍謄抄本等の交付申請」「施設予約・イベント参加申込み」へのニーズが大きくなっています。

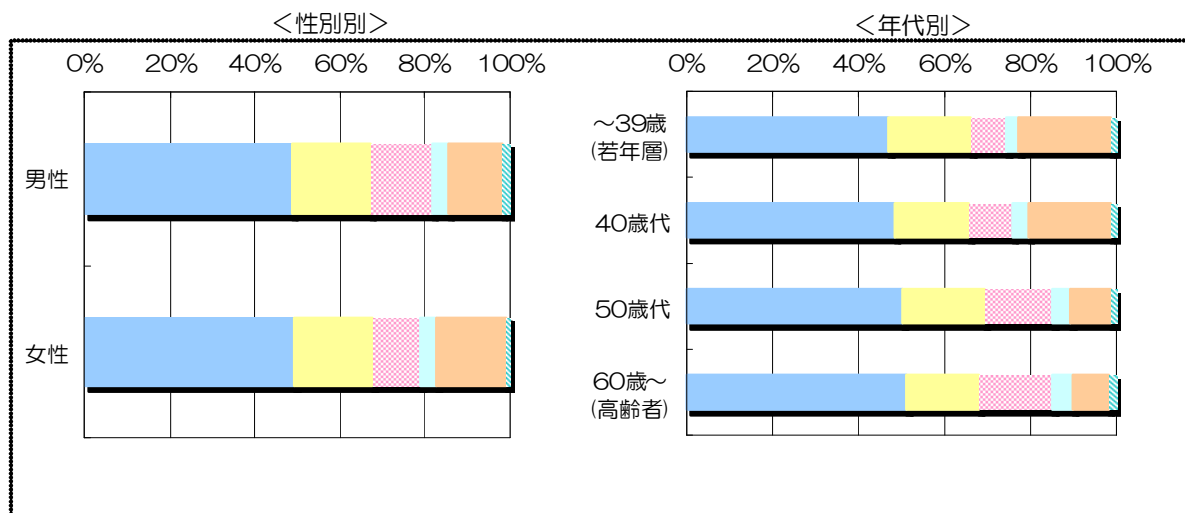
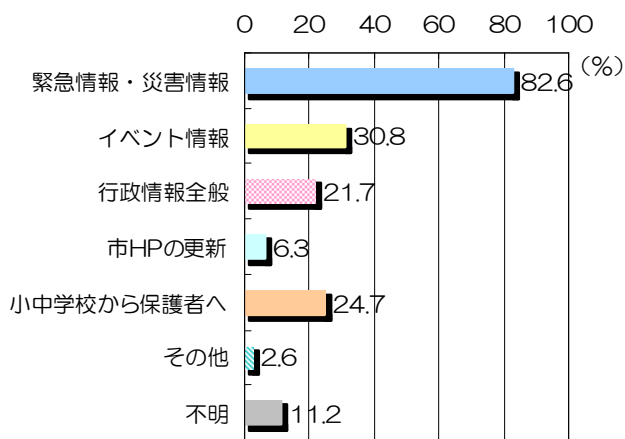
Q.電子申請で利用してみたいものはどれですか(複数回答)





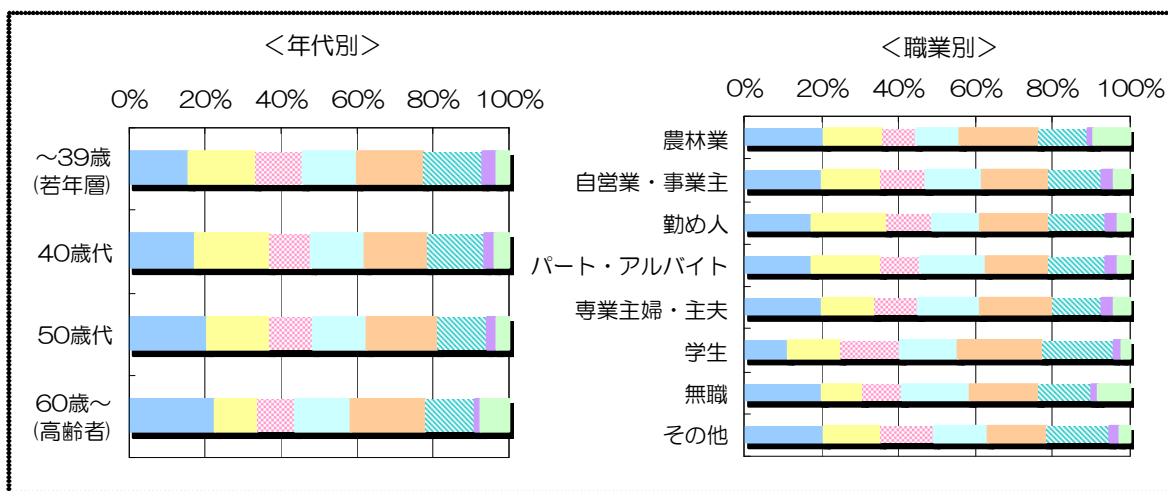
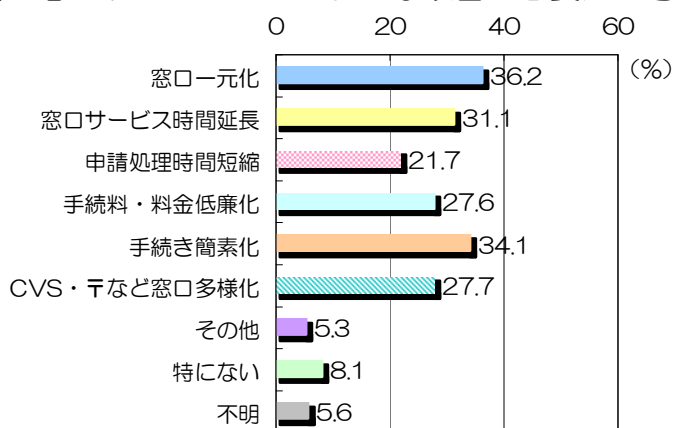
○ 携帯電話による情報配信:携帯電話への緊急通報サービスについては、73.6%の市民が知らないと答えており認知度は低いといえ、緊急災害情報の携帯電話への連絡については 82.6%の市民が利用したいと答えていることから、潜在的なニーズは高いと考えられます。他には、イベント情報の提供などのニーズもあります。

Q.携帯電話へどのような情報提供を求めますか。(複数回答)



- 窓口サービス改善要望: 窓口サービスに対しては、窓口一元化、手続きの簡素化、サービス時間の延長といったことが求められています。若年層では比較的サービス時間の延長やコンビニ・郵便局などの窓口の多様化といったような「いつでも・どこでもサービスを受けられる」ことへのニーズが大きく、高齢層では「窓口一元化」や「手続き簡素化」といったような「簡単にサービスを受けられる」ことへのニーズが大きくなっています。

Q.市役所の窓口サービスでどのような改善が必要だと考えますか（複数回答）



- 利用したいサービス: 市民のニーズは、災害時の情報提供や、医療関係の情報提供、電子申請など多岐に亘るものの、様々なニーズや考え方を持つ市民がおり、例えば、子どもの安全を確保するための情報化施策に特化してニーズを抱く市民が一定規模で存在したり、災害時の情報提供を求める市民は、平時においては、全般的に消極的なニーズを示す、など、詳細な検討が求められています。

(2)身近な情報通信インフラの現状と課題

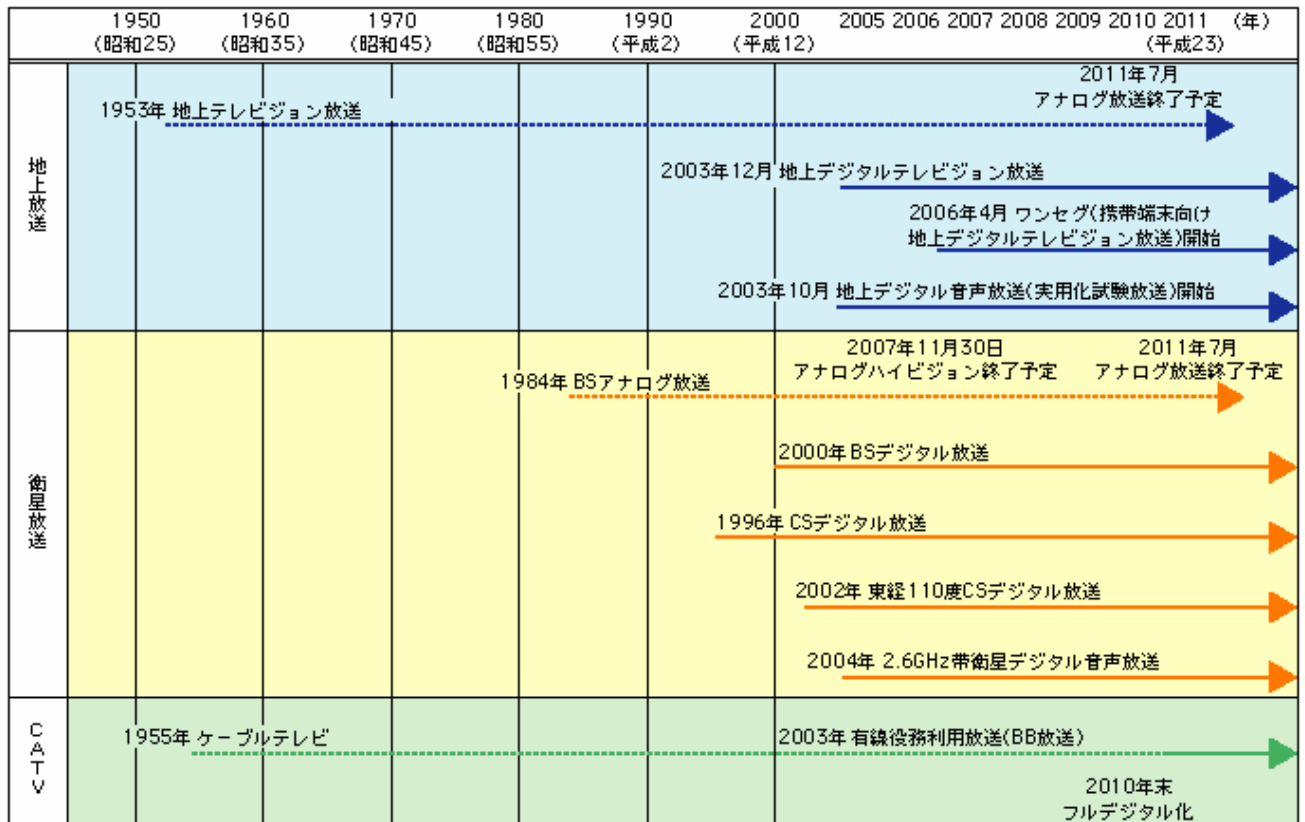
日常生活に非常に身近で、今後情報基盤として様々な利活用が見込まれるテレビ、インターネット、携帯電話の利用環境等については以下のとおりです。

① テレビ

(イ) テレビを取り巻く状況

- テレビ放送は地上放送、衛星放送、*ケーブルテレビのいずれの分野においてもデジタル化が進展しつつあり、放送のデジタル化は、国民生活に密着した放送メディアについて、画質の高精細度化、音質の向上、多チャンネル化、通信ネットワークとの連動による双方向サービスの実現、*ワンセグ放送や、*データ放送等、放送の高機能化や視聴者利便の向上等をもたらし、デジタルテレビが家庭における新たなICT 基盤の一つとなることが期待されるものであるとともに、電波の利用効率を飛躍的に高めるなどの効果を有するものとなっています。
- 一方で、2011 年のアナログ放送停波・デジタル放送への全面移行の確実な実現に向けて、国、放送事業者その他の関係者は、全ての地上放送の視聴者が、アナログ放送時に視聴していた放送を視聴することができるよう、それぞれの役割を果たすことが不可欠となっています。
- 基本的には、放送事業者が、アナログ放送波受信世帯の 100%がデジタル放送でもカバーされるよう、自助努力すべきとなっていますが、自助努力では建設困難な中継局がある場合、中継局に加え、ケーブルテレビ、*IP、衛星等、補完手段の活用が不可欠となっています。
- 受信環境の整備は視聴者の自助努力によることが原則ですが、辺地共聴施設にて視聴している住民の負担が放送エリア内の住民負担に比べて著しく過重である場合は何らかの措置が必要であり、デジタル放送への全面移行まであと 5 年という限られた時間であることに鑑み、国、NHK その他の放送事業者がそれぞれの責任を果たしていくことが求められています。

◎テレビのデジタル化スケジュール

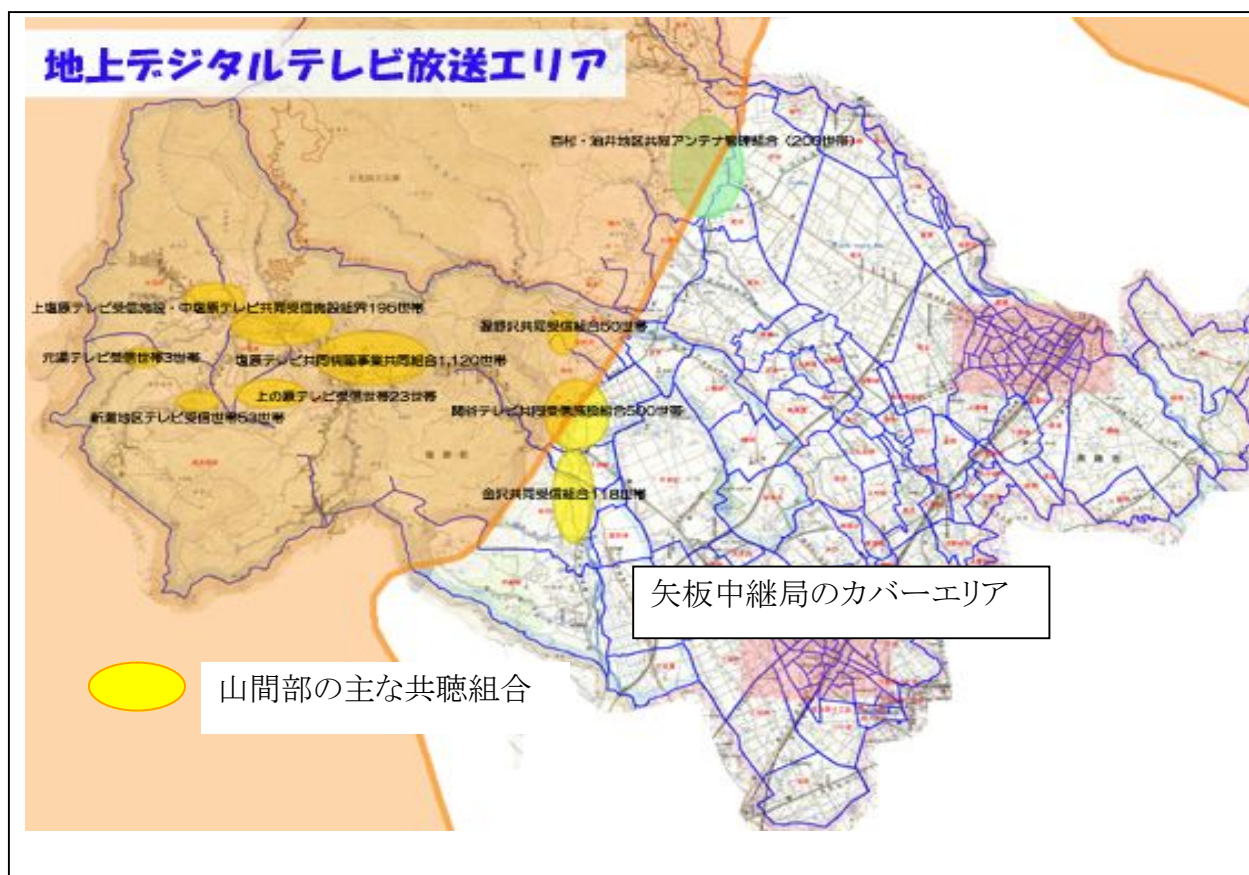


※ 実線がデジタル放送、点線がアナログ放送を示している

(ロ) 那須塩原市における現状と課題

■地上アナログ放送テレビの受信状況

- 本市のテレビ放送の受信に関しては、県域の北部を放送エリアとする矢板中継局によって大部分がカバーされています。

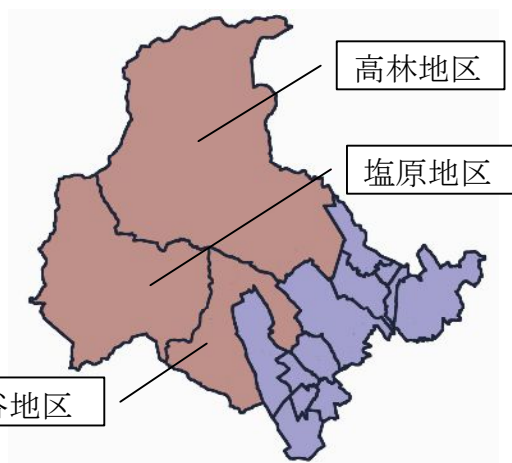
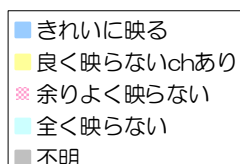
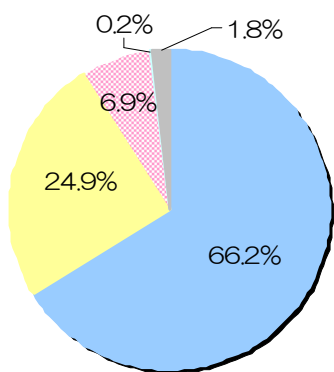


資料:総務省の資料をもとに企画情報課で作成

- 主に山間部などでは、地形的な要因などにより矢板中継局の電波を受信できない地域や受信状態の悪い地域が存在し、受信対策に苦慮しています。
- 市民アンケート調査の結果においても、アナログ放送の受信状況では、32%の市民が一部のチャンネルがよく映っていないと回答しています。
- 特に、関谷地区、塩原地区、高林地区で受信状態が悪く、関谷地区、塩原地区では主に共同受信施設により受信しています。
- 高林地区においては、主に各戸のアンテナにより受信し、特に受信状態の悪い山沿い地区では、東京タワーからのVHFと矢板中継局、もしくは馬頭中継局からのUHFの両方を受信する対応がとられています。

す。

Q.テレビはきれいに映りますか

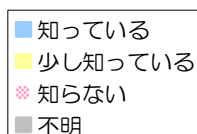
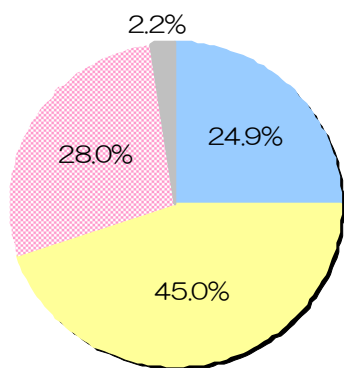


資料: 市民アンケート調査結果

■*地上デジタルテレビ放送の認知度

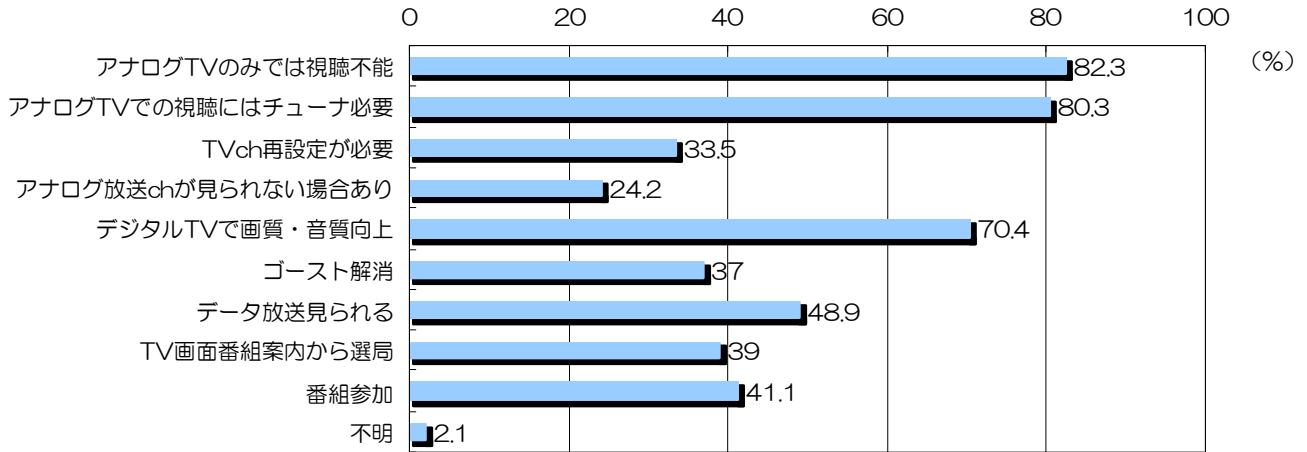
- 市民の地上デジタル放送への認知度は、市民アンケート調査の結果では高くなっており、テレビの買換えが必要であるといった認識を持っています。ただし*データ放送などについては、認知度は低い結果となっています。
- 矢板中継局からは、昨年12月から地上デジタルテレビ放送が本送信になり、徐々にテレビの買換えに伴う受信対策に関する市民からの問い合わせが増えてきており、今後地上デジタルテレビ放送への関心が急速に高まり認知度が更に高くなることが予想されます。

Q地上デジタル放送がどのようなものかご存知ですか



Q地上デジタル放送による視聴環境の変化について

知っているものをお答えください。(複数回答)



② インターネット

(イ) インターネットを取り巻く状況

- インターネットによる通信は、1990年代のいわゆる“インターネット革命”によりパソコンを含めた世界中のコンピュータをネットワークでつなぐことによって、電子メールやウェブサイトの閲覧等、画期的なコミュニケーション手段を実現しました。
- 我が国におけるインターネットの普及についても、1997年には、人口普及率が9.2%（利用人口は、1,155万人）であったものが、2000年には37.1%（同4,708万人）に拡大し、2005年には66.8%（同8,529万人）となっています。
- インターネットが普及し始めた時期においては、アナログ電話回線や*ISDNによる*ナローバンドが主流でしたが、現在では、*ADSLや*光ブロードバンド（FTTH）などによる*ブロードバンドサービスが主流となり、高速かつ大量のデータの送受信が定額、常時接続で可能となり、様々なサービスが広がってきています。

（サービスの例）

・ビデオオンデマンド（VOD） ・インターネットショッピング ・画像等を用いた*ブログや*SNSなどのサービス ・インターネット電話（IP電話）等

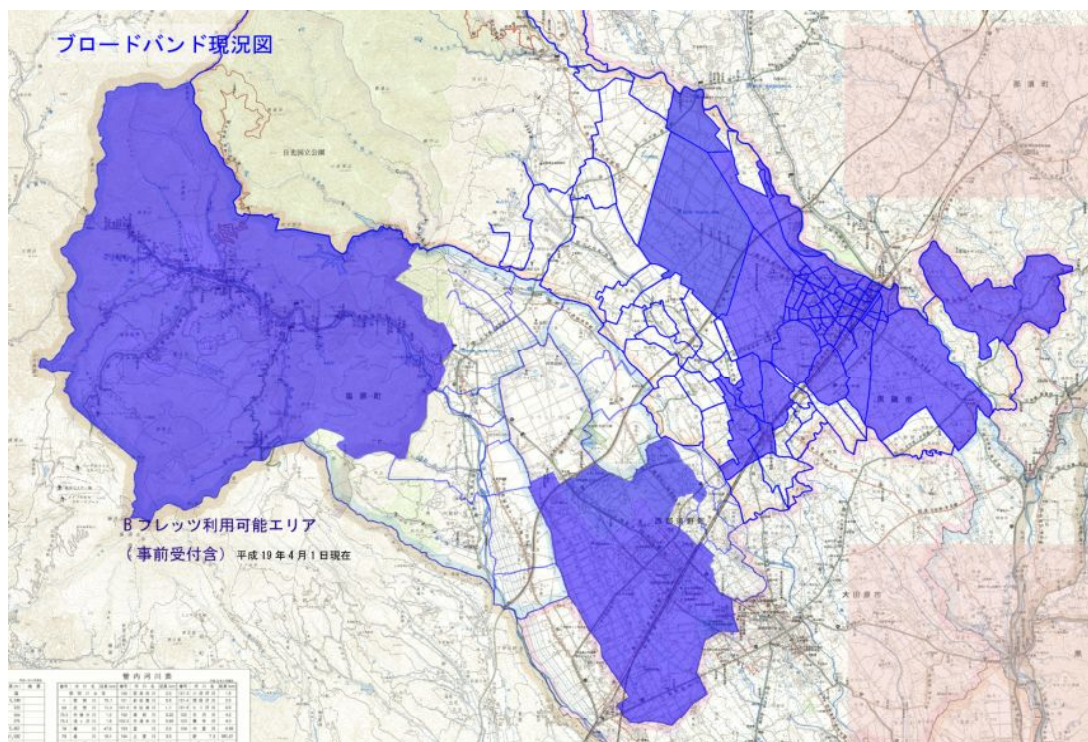
- こうしたブロードバンドの特性と利便性は、国民生活や、産業経済活動、公共活動等の様々な分野において、今や広く浸透しており、積極的な効果を及ぼしています。
- 一方で、ブロードバンドを利用できる地域とできない地域において、享受できる便益に格差が生じるいわゆる地理的情報格差（デジタル・デバイド）は、社会経済問題として、その解消が急務とされています。
- 基本的にブロードバンドの整備は、民間事業者が行うことが原則で採算性の高い都市部から順次地方へとサービス提供エリアが拡大されますが、採算性が低い過疎地域等の条件不利地域等においては、需要規模が小さいことから整備が遅れたり、サービス提供が見込めない場合もあり、情報社会に取り残されるのではないかと不安や不満が住民の間に蔓延するだけでなく、その地域の社会経済活動に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

(ロ) 那須塩原市における現状と課題

■ インターネットサービス提供の状況

- 本市でインターネットの*光ブロードバンド(FTTH)を利用できる地域は、下図のとおりであり、人口の約8割となっています。*ADSLの利用が可能と見込まれる地域を含めると人口の約9割(ADSL 分に関しては予測値)となっています。

ブロードバンド現況図



資料: 東日本電信電話㈱の公表資料を基に企画情報課で作成

区分	人口	世帯数	Bフレッツ			
			人口		世帯数	
			人	率	数	率
黒磯地区	60,871	21,874	48,074	78.98%	18,455	84.37%
西那須野地区	45,398	16,878	40,690	89.63%	16,172	95.82%
塩原地区	8,467	3,060	2,833	33.46%	1,220	39.87%
合計	114,736	41,812	91,597	79.83%	35,847	85.73%

(平成19年3月末現在; 住民基本台帳人口により算出)

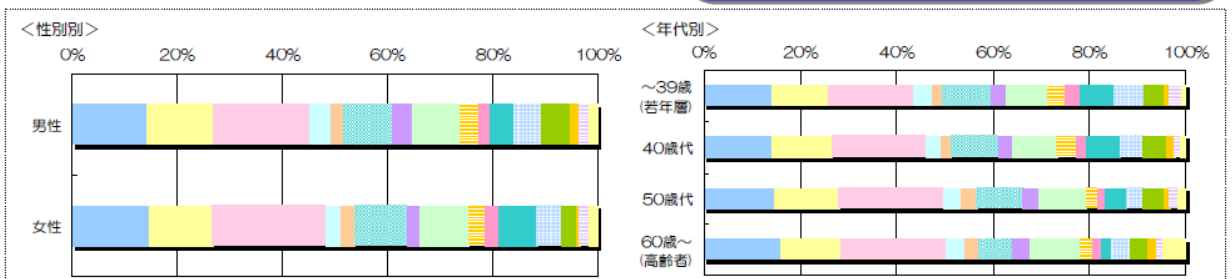
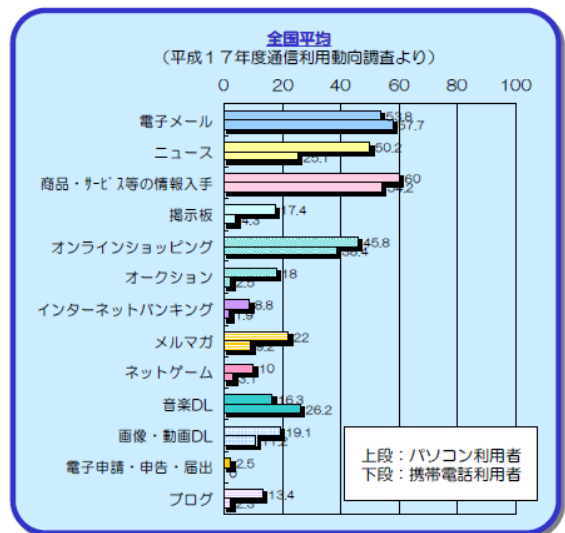
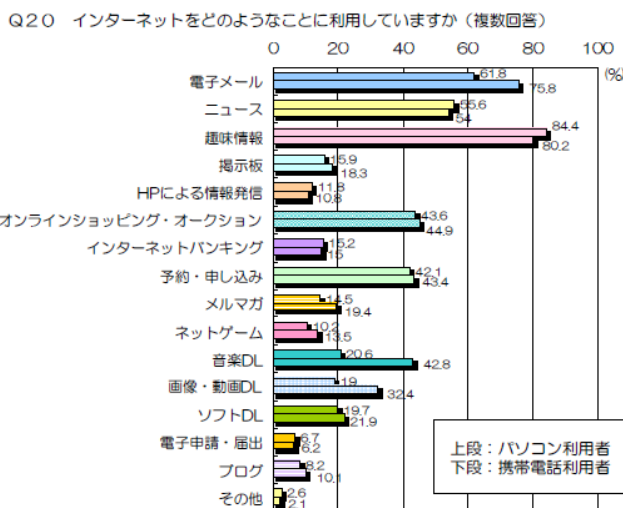
(ハ) インターネットの市民の利用状況

- 利用者の割合: インターネットを利用している市民の割合は 61.0%となっており、全国のインターネットの普及率平均 66.8%に比べて低い水準になっています。若年層では利用率は高くパソコンや携帯電話などによりインターネットが広く浸透しているといえますが、60歳以上の

高齢者の利用率は非常に低くなっています。

- 利用環境: 自宅において利用している割合が **52.5%**で高く、次いで職場となっています。回線では*ADSLを利用している割合が **26.6%**で最も高く、全国平均と比較すると*ブロードバンド環境での利用者は低くなっています。その要因の一つにブロードバンドを利用できない地区の存在があり、市民の不満は大きくなっています。特に、*光ブロードバンド(FTTH)が未提供・ADSLのカバーも低い高林地区、鍋掛地区、関谷地区では通信速度に対する不満を持つ市民の割合が高く、高速インターネットへの加入に前向きな市民は **52.4%**に上っています。
- 利用用途: 趣味に関する情報やニュースなどの検索、電子メール利用者が多い傾向にありますが、性別や年代によって傾向が異なっており、若年層では情報検索や電子メールだけでなく、*オンラインショッピング・音楽や画像・動画のダウンロードなど幅広く利用しています
- 課題: インターネットを利用しない市民は、趣味に関する情報の検索や予約・申込みを行えることへ関心を示してはいますが、それほどの「必要性を感じない」と考えています。また、利用にむけた障壁として高齢者では「始め方がわからない」といった課題を掲げる市民が多く、若年層では通信機器や通信料の費用面での課題を掲げている市民が多くなっています。

Q.インターネットをどのようなことに利用していますか（複数回答）

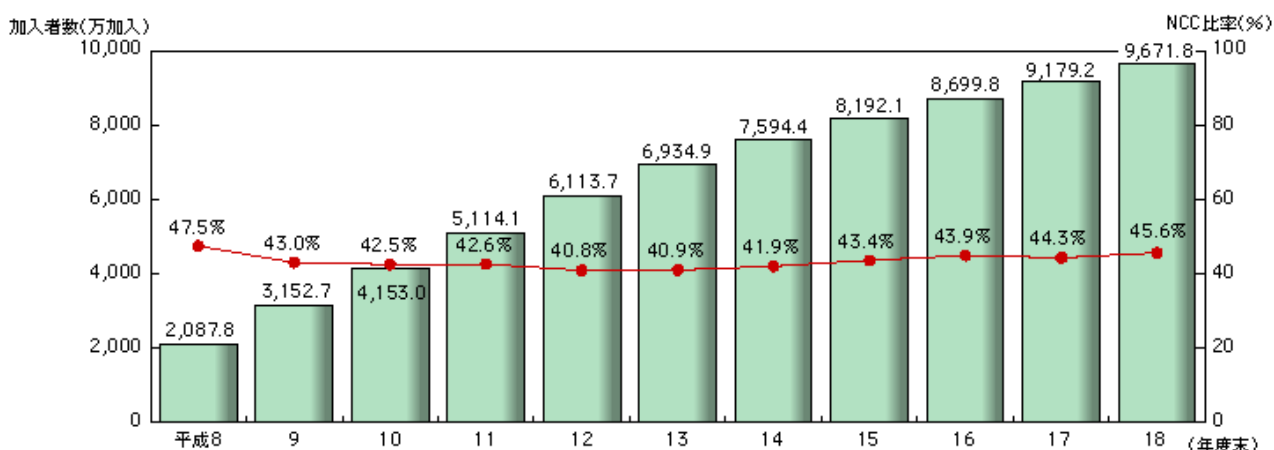


③ 携帯電話

(イ) 携帯電話を取り巻く状況

- 平成 18 年度末における携帯電話の契約数は 9,672 万件 (対前年度比 5.4%増) である。純増数は 493 万件 (対前年度比 2.7%増) となっており、6 年ぶりに増加しています (図表 2-1-10)。

携帯電話の加入者数の推移



加入者数	2,087.8	3,152.7	4,153.0	5,114.1	6,113.7	6,934.9	7,594.4	8,192.1	8,699.8	9,179.2	9,671.8
純増数	1,067.4	1,064.9	1,000.3	961.0	999.6	821.2	659.6	597.7	507.7	479.4	492.6
NCC比率	47.5%	43.0%	42.5%	42.6%	40.8%	40.9%	41.9%	43.4%	43.9%	44.3%	45.6%

※ 過去の数値については、データを精査した結果を踏まえ修正している

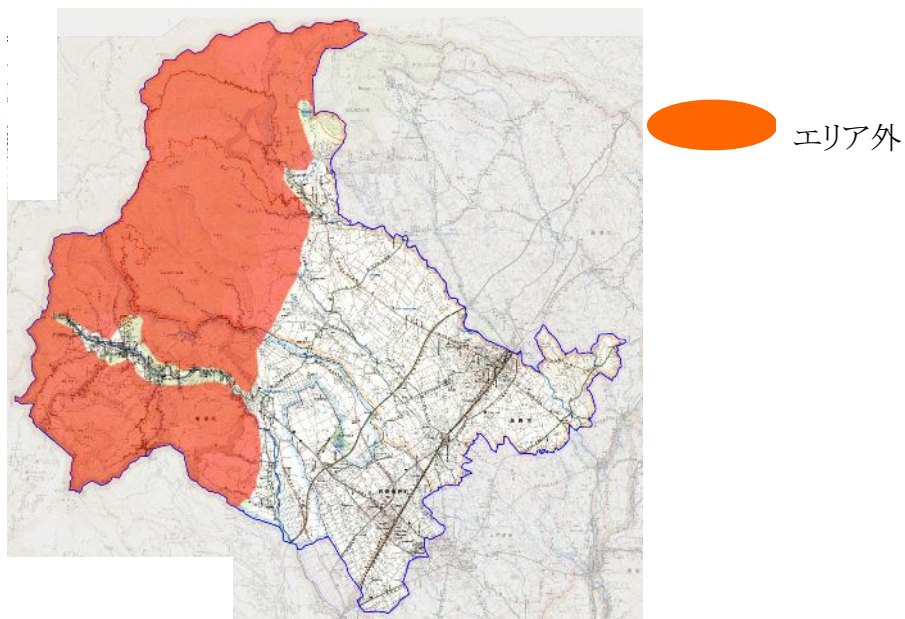
社団法人電気通信事業者協会資料により作成

- 契約件数の増加とともに、平成18年10月から始まった*番号ポータビリティ制度により、各社の顧客獲得競争が激化し、感知エリア拡大や料金値下げなどが進んでいます。

(ロ) 那須塩原市における現状と課題

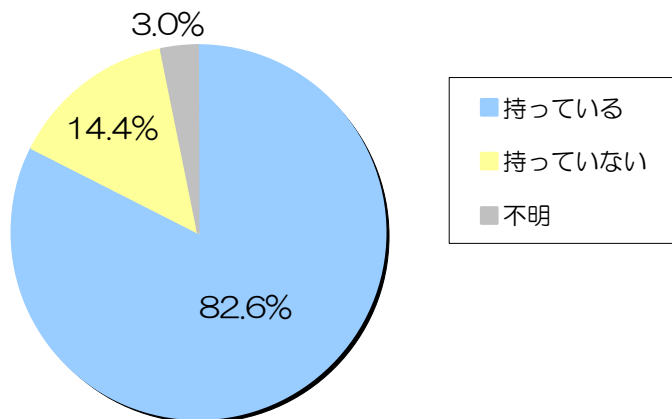
- 本市における携帯電話の利用が可能なエリアは、別図のとおりとなっており、ほとんどの可住地域での利用が可能となっています。山間部においても、観光地や温泉地であることなどから定住人口は少ないものの来客数が多いため利用が可能となっています。
- 市民の携帯電話の利用状況を市民アンケート調査でみると、市民の 82.6%が携帯電話を保有し、全国平均と比べるとやや低いものの、若年層・40歳代では 90%以上の市民が保有しており、身近な情報機器として浸透しています。
- 携帯電話が 1 社も利用できない不感地域については、その解消に向けた対策が必要となっています。

◎携帯電話エリア図



資料:NTTドコモ公表資料(平成 18 年)により企画情報課で作成

Q.携帯電話をお持ちですか



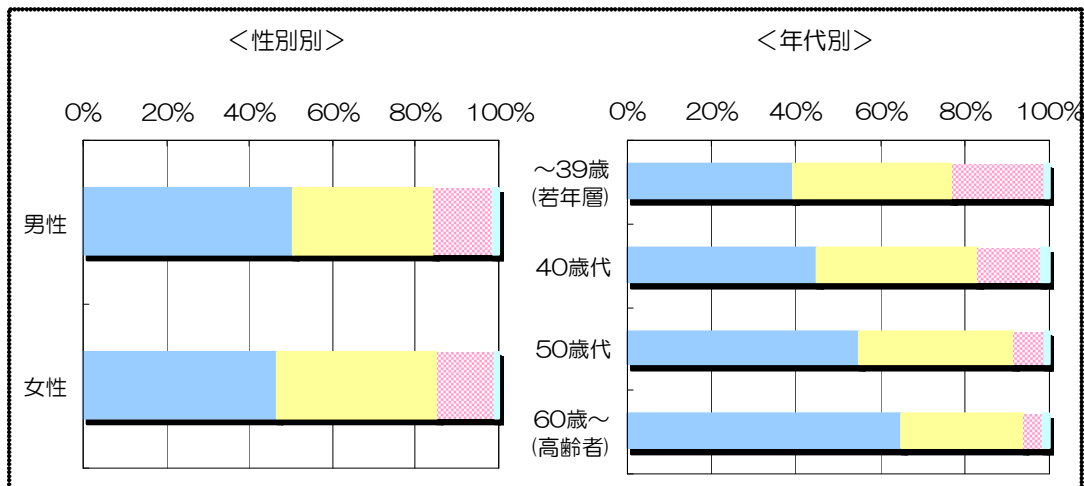
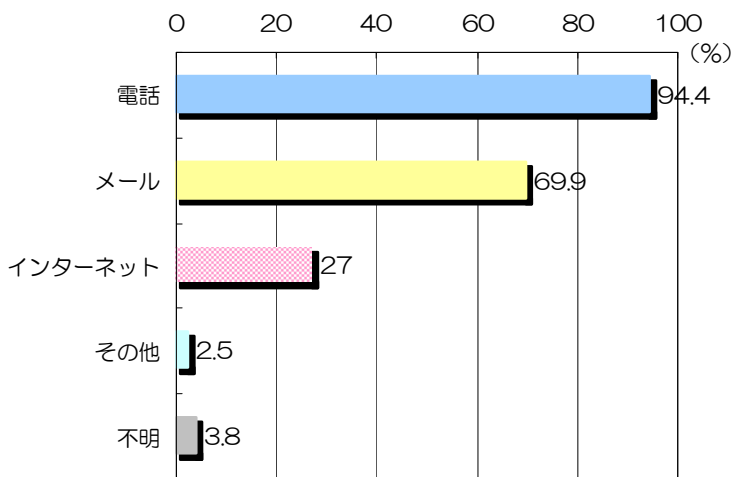
全国平均
 携帯電話保有率
 ・全国 89.6%
 ・政令市、県庁所在地以外の市 87.8%

資料: 市民アンケート調査

(ハ)携帯電話の利用目的

- 利用用途については、電話の他にメールを利用している市民が 70% 近くに上り、インターネットも 30%弱で、特に若い世代ほどその利用率が高くなっています。

Q.携帯電話をどのようなことに利用していますか（複数回答）



4 目標とするまちづくりを実現する情報化の推進

(1) 市民との*協働によるまちづくりのための情報化の推進

市民との協働によるまちづくりを推進するためには、市民や地元企業など有する技術・ノウハウや活力、大学や研究機関が蓄積している専門的な知的財産や先端技術など、それぞれの得意分野を活かした取り組みを、連携し、総合的に行っていく必要があります。

そのために、行政がコーディネーターとしての役割を担い、より広く効果的な連携体制の構築や支援施策の展開などを積極的に行います。

また、社会全体の情報通信の利用啓発や*情報リテラシーの向上には、NPO やボランティア団体などによる非営利活動が大きな力となると考えられます。そのために、これらの団体の活動に対しての支援を積極的に実施するとともに、連携して、情報化を推進していく上でのサポート体制を強化・充実していきます。

(2) 効率的・効果的な行財政運営による自立したまちづくり

行政事務の効率化やより高度で充実した行政サービスの提供を行うために、行政内部の情報システムの構築などによる情報の共有化や一元化、各関連部局の連携の強化を促進します。

それと同時に、職員による各システムの効率的な活用に必要な情報リテラシーの向上を図るための研修などを積極的に実施し、情報化による効果を最大限に活用します。また、行政が各施策を展開していく上では、行政評価システムを効果的に運用していくことが重要になります。中間評価や事後評価を行うことにより、施策の妥当性の確認や内容の見直しなどを適切に行い、その結果を市民にフィードバックし、評価が行える仕組みを推進します。

(3) 安全に安心して暮らせるまちづくりのための情報化の推進

安全に安心して暮らせるまちづくりの情報化を推進するにあたっては、市民との協力とともに、地域内の動向だけではなく、広域的な視点にたつて県の関係機関や近隣自治体、民間事業者との連携を強化して進めていく必要があります。

保健福祉・医療サービスの充実や防災・防犯対策のためには生活圏の拡大を視野に入れた近隣自治体との円滑な協力関係を築くとともに、*ICT を効果的に活用したシステムを導入し地方中心都市としての機能強化を図ります。

(4) 個性が輝くまちづくりのための情報化の推進

個性が輝くまちづくりのための情報化を推進するにあたっては、行政からの一方的な施策の展開を行うのではなく、広く市民の声を吸収し、ニーズを把握した上で、市民が主体となり、市民が輝くための的確な施策の展開を行います。

また、策定した計画や実施結果の評価などを市民に対してフィードバックする必要が

あります。そのために、市民との双方向の意見交換の実施など、市民が広く情報化の推進に対して、意見を反映できるような仕組みや、市民に対するフィードバックの仕組みを確立していくとともに、すべての市民が情報化の恩恵を享受し、活用できるような環境の整備や支援策の展開を、積極的に行います。

更に、必要に応じ様々な立場の委員からなる「那須塩原市情報化推進会議」を設置し、情報化に向けた取り組み内容や推進体制についての、幅広くタイムリーな提言を得ながら、那須塩原らしい独自のアイデアと主体性を活かした情報化の取り組みに反映させていきます。

また、安全・安心な地域づくりや利用しやすい保健・医療の情報集積、活力ある地域づくりのための観光をはじめとした産業の振興などを目標とした、様々な情報ネットワーク網の構築に向けた検討を進めます。

5 情報化の具体的な展開（第1期プロジェクト）

目標とするまちづくりを具現化するための情報化の展開を「安心して便利な電子市役所づくり（ICT を有効活用した協働のまちづくり）」と「安全な情報環境の整備（誰もが安全・快適に利用できる身近な情報インフラの確保）」とに分けて行います。

（1）安心して便利な電子市役所づくり（ICT を有効活用した協働のまちづくり）

情報通信技術を有効に活用した協働のまちづくりを次の4つの視点から推進していきます。

① 市民との情報の共有化

市民との情報の共有化を図るため、ホームページを充実させるとともに、*地理情報システム（GIS）や電子メールなどを活用し、緊急時における迅速な情報発信や生活に密着した情報発信に努めます。

ホームページの充実

- 現在導入している*コンテンツマネジメントシステム（CMS）を有効活用し、各課、各施設の情報発信体制の充実を図ります。
- アクセスが多い観光情報、イベント情報の充実を図ります。
- 市民が情報提供できるコンテンツも掲載し、市民と一体となった地域情報の発信に取り組みます。
- 動画や地理情報システム（GIS）を活用し、ビジュアルでわかりやすいコンテンツ作成に取り組みます。
- アンケート調査等により、必要な情報の把握に努めます。
- いつでも、どこでも情報の取得ができる携帯電話用ホームページの充実を図ります。

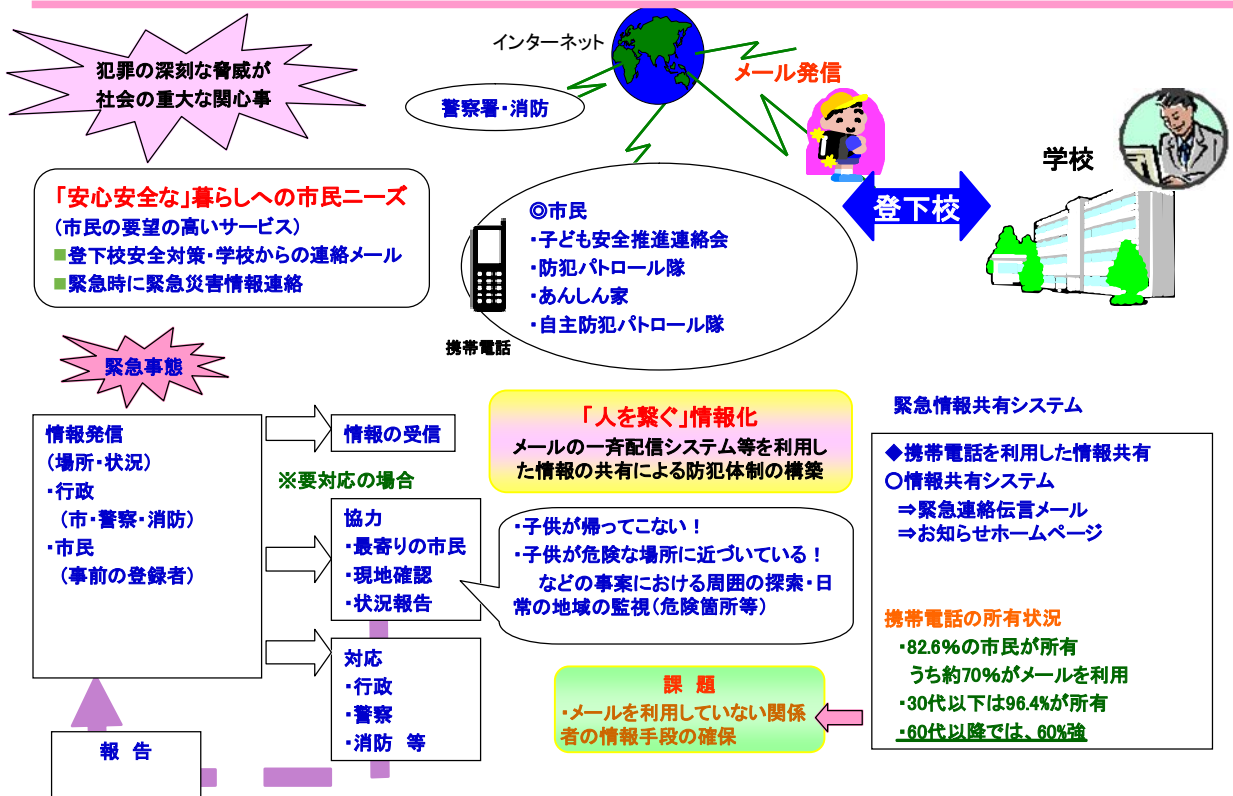
携帯電話・電子メールの有効活用

- 市政への質問や意見に迅速に対応するため、電子メールによる市民とのきめ細やかなコミュニケーションの実現に取り組みます。
- 様々な行政情報をタイムリーに発信できるよう*メールマガジン等の発行に取り組みます。
- 市民の関心が高い緊急情報の共有のために携帯電話を有効に活用したシステムの構築を図ります。
- 観光客が、観光情報がリアルタイムで取得できるよう、携帯電話の有効活用について関係者と連携し調査研究を進めます。

情報化推進体制の充実

- 少子高齢化社会、国際化、市民ニーズの多様化など時代の趨勢に対応した情報化への取り組み内容や推進体制について、幅広くタイムリーな提言を得る「那須塩原市情報化推進会議」を設置し、那須塩原らしい独自のアイデアと主体性を活かした情報化に取り組みます。
- 地域の安全や保健医療、観光産業などの分野で関係者が連携することにより、より安全で活力ある「那須塩原」を実現する情報ネットワークの構築に取り組みます。

緊急情報共有システムのイメージ図



② 行政手続きのオンライン化

行政事務の効率化と市民の利便性の向上を図るため、関係機関との連携のもと、インターネットによる申請・届出・電子入札などの行政手続きのオンライン化に取り組みます。

電子申請等による便利な市役所の構築

- 着実な*電子市役所の構築のため、市民の視点と費用対効果の視点に立ったオンライン化を検討します。
- 手続きに必要な書類の簡素化や電子化など、オンライン化に必要な手続きの見直しを進めます。
- 手数料等の納付が容易で確実にできる電子納付について、調査検討を進めます。
- オンラインでの取得が容易でない各種証明書等の発行について、自動交付機の機能向上や設置場所の増設、受領方法の多様化を検討します。
- 窓口のワンストップサービスの実現に向け、各種電算システムの連携、地域公共ネットワークの有効活用等について検討します。
- オンラインによる調達の基礎となる*電子入札・電子納品を推進します。
- 業務のオンライン化に併せた行政運営経費の削減に取り組みます。

◎市民アンケート調査に基づく窓口オンライン化の検討

市民の要望が高い利用したいオンライン申請	現状での対応	オンライン化での問題点	対応方向
「住民票の写し等の交付申請」	・窓口・郵送の他に自動交付機で対応可	・厳格な本人確認が必要・手続きは複雑で先行事例でも利用率は低い	・手続きの簡素化、休日利用によるサービス時間の延長の観点から現行の自動交付機の有効活用
「戸籍謄抄本等の交付申請」	・窓口・郵送	・同上	・自動交付機での交付について検討
「施設予約・イベント参加申込み」	・基本的に窓口・電話・郵便による受付	・厳格な本人確認は不要 ・先行事例でも利用率は高い	・オンライン化に向け対象施設、運用方法等について検討

◎オンライン利用促進手続き

(電子自治体オンライン利用促進指針〔H18.7.28・総務省〕)(再掲)

- 入札参加資格審査申請等 ○入札
- 職員採用試験申込 ○公文書開示請求 ○後援名義の申請等
- 粗大ごみの収集申込 ○浄化槽使用開始報告等 ○犬の登録申請・死亡届出等
- 地方税申告手続 ○浄化槽使用開始報告等 ○水道使用開始届等 ○道路占用許可申請等
- 図書館の図書貸出予約等 ○文化・スポーツ施設等の利用予約等 ○研修・講習・各種イベント等の申込み

◎証明書等の自動交付機

窓口に申請書を提出することなく、カードで迅速な証明書の発行が可能な自動交付機。現在、本庁舎と西那須野支所の2カ所に設置し、住民票と印鑑証明書を発行しています。



③ セキュリティ対策の充実

個人情報の適正な管理とネットワークの安全対策を強化するため、職員への意識の啓発や内部監視体制の強化とともに、情報セキュリティポリシーの適正な運用に努めます。

情報セキュリティポリシーの適切な運用

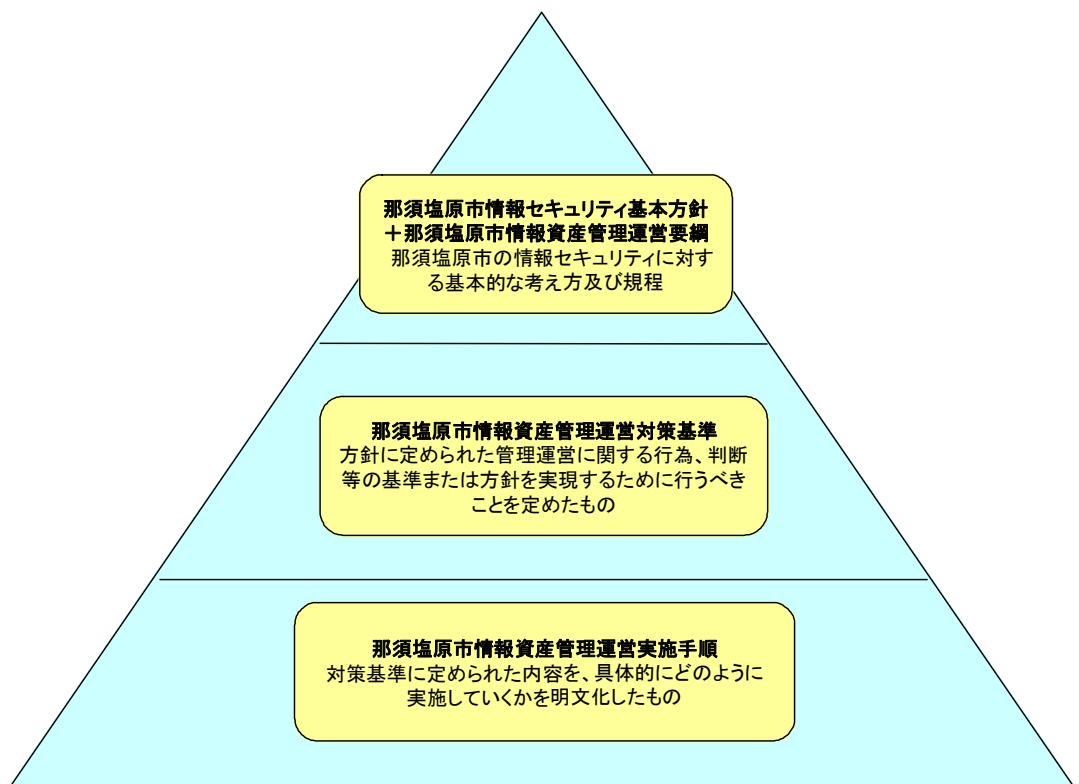
- 情報セキュリティ対策の強化のため、情報セキュリティ監査を実施するとともに、必要に応じ情報セキュリティ対策の見直しを行い、対策水準の継続的な向上を図ります。
- 不用意な情報漏えいにより、市民の信頼を失う深刻な事態を招かぬよう、職員の意識啓発のための研修等を定期的に行います。

個人情報の適切な取り扱い

- 個人情報保護法、那須塩原市個人情報保護条例に基づき、市の保有する個人情報を適正に取扱います。
- 個人情報を取り扱う管理体制の整備、教育・研修の実施、監査・点検の実施など、個人情報に関する体制を整備します。

セキュリティ体制のイメージ図

那須塩原市セキュリティポリシーの体系



④ 新たなメディアの利活用

*地上デジタルテレビ放送や*ケーブルテレビなど新たなメディアの利活用に向けた調査研究を進めます。

新たなメディアの利活用の調査研究

- より情報が得やすい環境の構築に向け、地上デジタルテレビ放送の*データ放送や*ワンセグ放送の利活用について調査研究を進めます。
- 高機能化し、様々な情報収集が可能な携帯電話の有効活用について、調査研究を進めます。
- テレビ、インターネット、電話など様々な用途が可能なケーブルテレビについて、調査研究を進めます。

インターネットを利用しない世帯に配慮した情報提供

- FAX で様々な情報の取得が可能な FAX 音声応答システムの有効利用を進めます。
- 市民と一体となった情報発信が容易で、災害時の情報伝達手段としても有効な FM コミュニティ放送について、調査研究を進めます。

◎高機能化が進む携帯電話

通話やメールだけでなく、パソコン並みのインターネットのウェブページの閲覧、ワンセグ放送によるクリアなテレビ放送の受信が可能。



(2)安全な情報環境の整備（誰もが安全・快適に利用できる身近な情報インフラの確保）

① 情報化社会の基盤づくり

情報化社会に対応した市民サービスの充実を図るために、光ファイバーによる地域公共ネットワークの整備を進めるとともに、民間への開放を積極的に促進します。

情報化社会に対応した情報通信基盤づくり

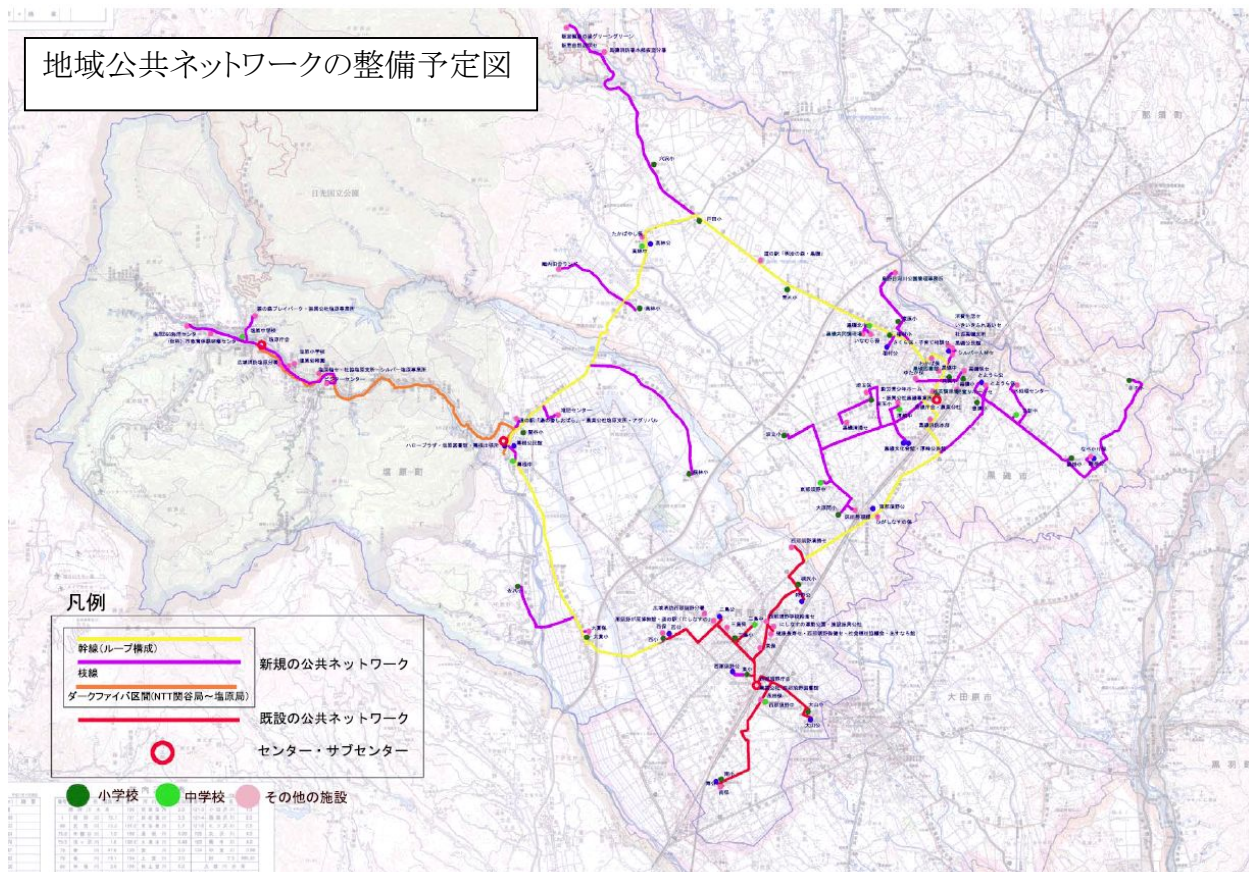
- 市内の*情報格差(デジタルディバイド)解消の基盤となる地域公共ネットワークの整備を進めます。
- 地域公共ネットワークにより、市の主要施設を結ぶ高速ネットワーク網を構築します。
- これにより教育分野では、全ての小中学校に*ブロードバンドインターネット環境を提供すると共に、学校間の教材共有等による教育環境の均質化、高度化のための基盤を構築します。
- 防犯、防災分野では、メールの一斉配信システムを利用した緊急情報等の共有による協力体制の構築、監視カメラ等の設置による緊急時の対応の強化を図ります。
- 窓口サービスの分野では、出先施設での相談業務、証明書の交付等への対応を図ります。

光ファイバーの民間への開放

- 民間事業者や団体等が行う*地上デジタルテレビ放送、携帯電話、ブロードバンドインターネット等の*情報格差(デジタルディバイド)の解消を支援するため、地域公共ネットワークで整備する光ファイバーを積極的に開放します。

◎地域公共ネットワークのルート図

本庁と各支所、全ての公民館、図書館、小中学校等を光ファイバーによる高速のネットワークで結び、電子市役所構築の基盤となる地域公共ネットワークを構築し、その基盤を情報格差(デジタルディバイド)解消にも有効活用を図ります。



② 情報格差(デジタル・ディバイド)の解消

*情報格差(デジタル・ディバイド)を解消するため、民間主導を原則とした、市内全域へのブロードバンド環境の普及とともに、*地上デジタルテレビ放送の難視聴地域の解消や携帯電話の不感地域の解消に努めます。

インターネット*ブロードバンド環境の整備

- 高速で安定した接続が可能な*光ブロードバンド(FTTH)が利用できない地区の通信環境等の実態について調査を行います。
- *ナローバンドの*ISDNしか利用できない地区については、早急に光ブロードバンド(FTTH)の利用ができるよう通信事業者に働きかけます。
- ブロードバンドの*ADSLの利用が可能な地区であっても、通信環境が良好でない場合には、早急に光ブロードバンド(FTTH)等による改善をするよう通信事業者に働きかけます。
- 民間主導の整備が進まない条件不利地域については、通信事業者と連携しながら整備手法を検討し、必要に応じ地域公共ネットワークの開放等により整備の支援を行います。

地上デジタルテレビ放送の難視聴解消

- 地上デジタルテレビ放送の受信状況の実態調査を行い、難視聴地域の特定に早急に取り組みます。
- 難視聴地域については、県や地元市民との連携を密にし、国への受信対策を働きかけます。
- 塩原地区等の山間部においては、地元市民、本市において何らかの受信対策が必要であり、デジタル化が国策であることに鑑み、国において十分な支援措置を行うよう強く要望します。
- 県においても必要に応じ、情報収集や受信対策の調査研究を行う等、受信対策の支援をするよう要望します。

携帯電話不感地域の解消

- 携帯電話の受信状態に関する情報収集を行い、*不感地域等を特定する実態調査を行います。
- 不感地域については、携帯電話事業者に受信アンテナの設置を要望するとともに、*条件不利地域にあつては必要に応じ、国、県の支援措置の活用、地域公共ネットワークの開放等により携帯電話事業者の支援を行います。

◎山間部に位置する塩原地区

山間部に位置する地形の影響で、テレビの地上波の受信苦慮し、デジタル化に伴い新たな対策が必要となっています。



③ 情報技術の安全な利用

市民がネット犯罪などに巻き込まれないよう、*情報セキュリティに関する普及啓発を行い、市民の*情報リテラシーの向上に努めます。

インターネットの安全な利用のための普及啓発

- 市民が*ワンクリック詐欺、フィッシング詐欺等、インターネット上の犯罪の被害者とならないよう、必要な知識の取得の普及啓発を行います。
- 市民の情報リテラシーの向上に自主的に取り組む市民団体等を支援します。

安全な情報教育環境の整備

- 小中学校において安全で快適な情報化教育に取り組めるよう地域公共ネットワークを有効に活用した学校間ネットワークの構築を進めます。

◎ 国民のための情報セキュリティサイト(総務省)

(http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/security/index.htm)

インターネットを利用する際に注意すべき事項をわかりやすく提供しています。



6 情報化の具体的な施策(第1期プロジェクトのアクションプラン)

(1)安心で便利な電子市役所づくり(*ICTを有効活用した協働のまちづくり)

① 市民との情報の共有化

施策	年次					備考
	H19	H20	H21	H22	H23	
○市ホームページの充実 ・地理情報システム(GIS) と連携した情報提供	—	—	—	—	→	期間内継続 平成21年度導入に向け検討
○携帯電話・電子メールの有効活用 ・緊急情報共有システムの構築 ・メールマガジン等の発行		○	—	—	→	平成20年度導入に向け検討 平成20年度導入に向け検討 平成20年度導入に向け検討
○情報化推進体制の充実 ・那須塩原市情報化推進 会議の設置 ・緊急情報ネットワークの構築 ・観光・イベント情報ネットワークの構築 ・保健・医療情報ネットワークの構築		○	—	—	→	平成20年度より期間内継続 平成20年度設置に向け検討 平成20年度構築に向け検討 期間内導入に向け検討 次期の導入に向け検討

成果目標	市ホームページへのアクセス数		
基準年次(H17)	約5万件	目標年次(H23)	約8万件
成果目標	携帯電話等への情報提供システムの利用者数		
基準年次(H17)	0人	目標年次(H23)	2万人

② 行政手続きのオンライン化

施策	年次					備考
	H19	H20	H21	H22	H23	
◎電子申請等による便利な市役所の構築	—	—	—	—	→	期間内継続
・公共施設予約システムの導入		○	—	—	→	平成20年度導入に向け検討
・電子入札・電子納品の推進、利用拡大	—	—	—	—	→	期間内継続
・各種証明書自動交付機の機能拡大検討	—	—	—	—	→	期間内継続
・窓口の簡素化・一元化・延長の促進	—	—	—	—	→	組織機構の見直し等に伴い実施、期間内継続
・行政運営経費の削減	—	—	—	—	→	期間内継続

成果目標	インターネットによる申請などの行政手続きの種類		
基準年次(H17)	0種類	目標年次(H23)	30種類

③ セキュリティ対策の充実

施策	年次					備考
	H19	H20	H21	H22	H23	
◎情報セキュリティポリシーの適切な運用	—	—	—	—	→	期間内継続
◎個人情報の適切な取り扱い	—	—	—	—	→	期間内継続

④ 新たなメディアの利活用

施策	年次					備考
	H19	H20	H21	H22	H23	
◎新たなメディアの利活用に向けた調査研究 ・ケーブルテレビの調査研究		○	—	—	→	平成20年度より期間内継続
		○	—	—	→	平成20年度より期間内継続
◎インターネットを利用しない世帯に配慮した情報提供	—	—	—	—	→	期間内継続
・FAX音声応答システムの有効利用	—	—	—	—	→	期間内継続
・FMコミュニティ放送の調査研究	—	—	—	—	→	期間内継続

(2)安全な情報環境の整備(誰もが安全・快適に利用できる身近な情報インフラの確保)

① 情報化社会の基盤づくり

施策	年次					備考
	H19	H20	H21	H22	H23	
◎情報化社会に対応した情報通信基盤づくり	○	—	—	—	→	平成19年度より期間内継続
・地域公共ネットワーク整備	○	→				平成19年度地域イントラネット基盤施設整備事業により整備予定
・学校間ネットワークの構築		○	—	—	→	平成20年度より期間内継続
・防犯、防災体制の強化		○	—	—	→	平成20年度より期間内継続
◎光ファイバーの民間開放		○	—	—	→	平成20年度より期間内継続
・民間事業者への解放		○	—	—	→	期間中、調整継続

成果目標	超高速のネットワークに接続する施設数		
基準年次(H17)	30箇所	目標年次(H20)	103箇所

② デジタル・ディバイドの解消

施策	年次					備考
	H19	H20	H21	H22	H23	
◎インターネットブロードバンド環境の整備 ・全市ブロードバンド化の推進	—	—	—	→		平成22年度を目標に期間内継続 平成22年度(2010年)目標に期間内継続
◎地上デジタル放送の難視聴解消 ・難視聴地域の実態調査の実施 ・難視聴対策の実施	—	—	—	—	→	平成23年度(2011年)完了を目標に期間内継続 平成20年度に実施 平成23年完了を目標
◎携帯電話不感地域の解消 ・不感地域の実態調査の実施 ・不感地域の解消対策の実施	—	—	—	—	→	期間中継続 期間中継続 平成20年度より必要に応じて実施

成果目標	市内のブロードバンド(光)のカバー率		
基準年次(H17)	約60%	目標年次(H23)	約98%
成果目標	地上デジタル放送が受信できない地区		
基準年次(H17)	一箇所	目標年次(H23)	0箇所
成果目標	携帯電話が1社も利用できない地区		
基準年次(H17)	一箇所	目標年次(H23)	0箇所

③ 情報技術の安全な利用

施策	年次					備考
	H19	H20	H21	H22	H23	
◎インターネットの安全な利用のための普及啓発	—	—	—	—	→	期間内継続
・情報セキュリティに関する普及啓発	—	—	—	—	→	期間内継続
・情報リテラシーに取り組む市民団体の支援	—	—	—	—	→	期間内継続
◎安全な教育環境の整備	○	—	—	—	→	期間内継続
・学校間ネットワークの構築	○	—	—	—	→	期間内継続

成果目標	情報リテラシーを向上させるための NPO 法人等の数		
基準年次(H17)	0 団体	目標年次(H23)	3 団体

付属資料

1. 用語解説	57
2. 那須塩原市地域情報化懇談会設置要領	64
3. 那須塩原市地域情報化懇談会委員名簿	65
4. 那須塩原市地域情報化懇談会の経過	
市民アンケート調査の概要	66

用語解説

● ISDN

各家庭に配線されている銅線電話回線を利用したデジタル通信サービス。NTT は当初 INS(Information Network System net)と呼んでいたが、現在は TSS で国際的に定義された ISDN に名称を統一した。電話線をデジタル回線化することで音声通話の安定性を向上するほか、FAX やデータ通信、ビデオテックス等を統合して扱えるようになることを目指した。回線終端にはターミナルアダプタ(TA)と呼ばれる端末を接続し、TAにさらに電話機や G4 FAX、パソコンなどを接続して利用される。インターネット接続には、定額制のフレッツ・ISDN サービスもある。

インターネットの普及期には(14Kbps 程度の)アナログモデムと比較して安定した 64Kbps 通信ができることで優位に立ったが、1.5Mbps で始まった ADSL の登場と急速な普及によって、一気にナローバンド扱いされることになってしまった。同じ電話回線を使ったデータ通信でも ADSL とは技術的に相容れず利用者は減少している。

● IT 新改革戦略(関連 e-japan 戦略 e-japan 戦略Ⅱ)

「IT 新改革戦略」は、わが国の最初の IT 戦略である「e-Japan 戦略」と「e-Japan 戦略Ⅱ」に続く戦略で、2010 年度までの IT 政策の方向性を示したもの。政府は、2001 年に発表した e-Japan 戦略で「5 年以内に世界最先端の IT 国家になる」という目標を掲げ、その達成に向けた IT 基盤の整備を進めてきた。さらに 2003 年には e-Japan 戦略Ⅱを発表し、「元気・安心・感動・便利」社会を実現するための利用者視点での IT の利活用促進に重点的に取り組んだ。IT 新改革戦略では、これまでの成果や課題を踏まえ、今後は IT の利活用で世界を先導するとともに、少子高齢化や環境問題、安全・安心の確保などのわが国が直面するさまざまな社会的課題に対し、IT による構造改革を推進して対応を図ることを目指している。

● IT・ICT

ICT とは、情報・通信に関連する技術一般の総称である。従来ひんぱんに用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるもので、「IT」に替わる表現として日本でも定着しつつある。ICT(Information and Communication Technology)は、多くの場合「情報通信技術」と和訳される。IT(Information Technology)の「情報」に加えて「コミュニケーション」(共同)性が具体的に表現されている点に特徴がある。ICT とは、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現であるといえる。

情報の共有化という点において、ICT は IT に比べても一層ユビキタス社会に合致した表現であるといえる。日本でも、2000 年頃に盛んに提唱された「e-Japan 構想」では「IT」が盛んに用いられたが、2005 年を始点とする「u-Japan 構想」ではもっぱら「ICT」が用いられている。総務省の「IT 政策大綱」も、2005 年までにはすでに「ICT 政策大綱」に改称されて

いる。すでに海外では、IT よりも ICT のほうがよく通る名称として通用するようになっている。インターネットにおいて「URL」(Uniform Resource Locator)が「URI」(Uniform Resource Identifier)という表現へ移行しつつあるように、「IT」も徐々に「ICT」へ移行していると思われる。

- IP 放送

インターネットプロトコルを用いた放送類似の通信サービスのことで、(主にブロードバンド回線上の)専用の IP 網により放送の再送信やビデオ・オン・デマンド(VOD)などの配信サービスを提供し、また専用の機器(STB 等)を用いて一般のテレビ・ラジオで視聴可能となるサービスである

- e-japan 戦略 e-japan 戦略Ⅱ(関連 IT 新改革戦略)

日本型 IT 社会の実現を目指す構想、戦略、政策の総体。E-ジャパン(E ジャパン)とも表記する。2000年(平成12年)9月21日、森喜朗・内閣総理大臣が、衆参両院本会議(第150回国会)の所信表明演説で、「E-ジャパンの構想」として示したのが初め。

- ADSL

ADSL(エーディーエスエル、Asymmetric Digital Subscriber Line：非対称デジタル加入者線)は、ツイストペアケーブル通信線路(一般のアナログ電話回線)を使用する、上り(アップリンク)と下り(ダウンリンク)の速度が非対称な、高速デジタル有線通信技術ならびに電気通信役務のことである。既設のアナログ固定電話回線にデジタル情報を多重化して、家庭や小規模事業所からのブロードバンドインターネット接続に使用される。また、近年携帯電話の普及と共に自宅に固定電話を持たない利用者も多く、音声通話との多重化をしない方式でも提供されるが、この場合も従来の音声通話用と同様の電話回線が利用される。

- SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(英語: Social Network Service, SNS)とは社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。登録制、招待制などのいくつかの仕組みがあり、そのサービスのポリシーごとに分類される

- NPO

Non Profit Organization の略。民間非営利組織のこと。営利を目的とせず、自主的・自発的に社会的な活動を行う民間の組織・団体のこと。

- 協働

住民やNPO法人、企業、行政など複数の主体が、対等な立場でそれぞれの特性を認め合い、活かし合いながら、共通の目的に向かって行動すること

- ケーブルテレビ

有線テレビジョン放送のこと。当初は、山間部や人口密度の低い地域など地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域のテレビを視聴可能にするために生まれたが、近年は、地域番組や行政情報チャンネル、インターネット接続サービス、CATV電話などの登場に伴い、地域の情報通信基盤として活用されている。
- コンテンツマネジメントシステム(CMS)

コンテンツマネジメントシステム(CMS:Content Management System)は、テキストや画像などのデジタルコンテンツを統合的に管理し、配信など必要な処理を行うシステムの総称。コンテンツ管理システムとも呼ばれる。
- 市民アンケート調査

本計画の策定に当たり、実施したアンケート調査。詳細については、別冊の「那須塩原市地域情報化市民アンケート調査結果」を参照
- 条件不利地域

法律上の一定の要件を満たし、辺地、豪雪地帯などに指定された地域
- 情報格差(デジタルディバイド)

一般に、情報通信技術の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差を指す。その解消に向けて適切に対処しないと新たな社会・経済問題にも発展しかねず、他方、格差を解消し、情報通信技術を普及させることは、政治的には民主化の推進、経済的には労働生産性の向上、文化的には相互理解の促進等に貢献すると考えられている。
- 情報セキュリティポリシー

企業などの団体における、秘密情報・個人情報等の管理や、コンピュータウイルスなどによるリスク管理についてまとめた、規範のことである。
- 情報リテラシー

情報通信技術の高度化に対応し、氾濫する情報の中から必要な情報を理解、選択、整理し、それらを活用、発信できる知識と技術的能力のこと。
- 地域情報化

地域社会を構成する市民やNPO、企業、行政などが、情報通信技術を活用して、情報・知識を共有し、自由な交流を広げ、その活発な活動により、豊かな市民生活や快適で活力ある社会を実現すること。

- 地上デジタルテレビ放送

地上デジタルテレビジョン放送は、地上(陸上)のデジタル方式の無線局により行われるテレビジョン放送のことである。地上波デジタルテレビ放送の日本における名称で、地デジや地デジ放送と略される事もある。

1953年に放送が開始されたアナログ方式のテレビジョン放送(VHF1~12ch・UHF13~62ch)を、「電波の有効利用」を主目的にUHFチャンネル(13~52ch 53~62chは2012年まで暫定使用)のみを使用したデジタル方式に置き換えるものである。2003年12月1日11時より東京、名古屋および大阪の3大都市圏から放送が開始され、2006年12月1日には全ての県庁所在地を含む一部の地域で放送が開始された。放送体制の未整備などにより、受信が不可能な地域も多く存在していることから、2011年までに全ての地域で受信可能にすることを目標に各地の送信所・中継局の整備が進められ、また一部地域では衛星による送信やIP放送といった代替手段を利用することも検討されている。国の政策により、現在放送されている地上アナログテレビジョン放送は2011年7月24日までに全国で終了(停波)する。つまり、アナログ放送のみに対応している従来型テレビ受像機では、新たにチューナーを導入しなければ一切のテレビ放送が(アナログBSも同年までに放送終了なので)視聴できなくなる。

- 地理情報システム(GIS)

地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。

- データ放送

テレビ番組と同時に閲覧が可能なニュースや天気予報などの情報。受信機で設定した地域情報に合った情報が配信される。また一部では番組の解説や紹介された店舗などの情報を連動データ放送として番組放送中に提供している。局によっては受信機にインターネット回線を接続する必要があるサービスもある。

- 電子市役所

役所の実際の窓口とは別に、インターネット(ホームページ)上にオンライン窓口を設置し、各種申請・届出などを受け付ける体制を築くこと。24時間、時間や場所を選ばずに行政サービスが受けられる。「電子入札」や「電子申請・届出」、「公共施設予約」などがある。

電子納品は、「調査」、「設計」、「工事」などの公共事業の各業務段階の業務成果を電子成果品とすることです。電子納品の導入により、紙資源の節約、書類保管スペースの削減、データの利活用による業務の効率化を図る。

- 電子入札

電子入札とは、官公庁の入札担当部局と各入札参加業者とをネットワークで結び、一連の入札事務をそのネットワーク経由で行う方法である。これを活用することにより、手続きの透明性の確保(情報公開)、品質・競争性の向上(談合機会の減少)、コスト削減(業者の移動コスト等)、事務の迅速化などの効果が期待される。

- ナローバンド

概ね 128kbps 以下の速度を持つ「低速な」通信回線のこと。特に、電話回線を通じたインターネットへのダイヤルアップ接続のこと。CATV インターネットや ADSL などの高速・大容量な回線を指す「ブロードバンド」の対義語として最近になって使われるようになった用語で、伝統的なアナログモデムや ISDN 回線などがこれに該当する

- ネットオークション・ネットバンキング

コンピュータを使ってインターネット経由でオークションや銀行などの金融機関のサービスを利用すること。

- 番号ポータビリティ制度

携帯電話の加入者が別の事業者(キャリア)に契約を切り替えても、元の番号がそのまま使える制度およびシステム。日本では 2006 年 10 月 24 日にスタートした。携帯電話の番号はキャリアごとにブロックを割り当てる方式を取っていることもあり、事業者を切り替えると電話番号も変わってしまう。一方、同一キャリア内での契約の変更や機種変更などでは番号の変更は必要ない。加入者にとっては新しい番号を知人などに周知する手間が煩わしく、このことがキャリア切り替えに対する障壁となっていた。このため、携帯電話普及率が頭打ちとなり、新規加入者の大幅な増加が見込めなくなった先進国では、加入者の利便性の向上と、より自由で公正な競争条件を確保するために番号ポータビリティが次々に導入されている。

- 光ブロードバンド(FTTH)

光ファイバーによる家庭向けのデータ通信サービス。元は、一般家庭に光ファイバーを引き、電話、インターネット、テレビなどのサービスを統合して提供する構想の名称だったが、転じて、そのための通信サービスの総称として用いられるようになった。

- 不感地域
携帯電話が全く利用できない地域
- ブロードバンド環境
(Broadband) 広帯域通信網のことで、高速で大容量の情報を送受信できるアクセス回線。光ファイバーや CATV、ADSL など概ね 500kbps 以上の高速な通信回線のこと。
- ブログ
ブログ (Blog) とは、狭義にはウェブ上のウェブページの URL とともに覚え書きや論評などを加え記録(ログ)しているウェブサイトの一種。「Web を Log する」という意味で Weblog (ウェブログ) と名付けられ、それが略されて Blog (ブログ) と呼ばれるようになった。
- メールマガジン
メールマガジンは、発信者が定期的にメールで情報を流し、読みたい人が講読するようなメールの配信の一形態。メルマガと略されることも多い。なお『メールマガジン』自体は、和製英語(造語)である。
- u-Japan (関連 e-japan 戦略 e-japan 戦略Ⅱ)
u-Japan (ユー・ジャパン) は、総務省が 2004 年 7 月、首相官邸で主導する e-Japan 戦略の後に続く戦略としてユビキタスネット社会実現に向けた政策として打ち出したもので、当時の麻生太郎総務大臣の提案によるもの。e-Japan が IT 戦略であるのに対し、これに Communication が加わり、ICT(情報通信技術)の構築として打ち出したもの。u-Japan は、「ユビキタスネットワーク整備」、「ICT 利活用的高度化」、「安心・安全な利用環境の整備」という 3 つの方向性で議論および検討がなされている。
- ユビキタス社会・ユビキタスネットワーク
ユビキタス社会とは「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がコンピューターネットワークを初めとしたネットワークにつながることで、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会である。「いつでも、どこでも」とはパソコンによってネットワークにつながるだけでなく、携帯情報端末をはじめ屋外や電車・自動車等、あらゆる時間・場所でネットワークにつながる事であり、「何でも、誰でも」とはパソコン同士だけでなく家電等のあらゆる物を含めて、物と物、人と物、人と人がつながることである。
- ワンクリック詐欺・フィッシング詐欺
ワンクリック契約と同義で、ウェブページ上の特定のアダルトや出会い系サイト、勝手に送られた電子メールに記載されている URL などを 1 回クリックすると、「ご入会ありがとうございます

ざいました。」等の文字やウェブページが表示され一方的に契約したことにされて多額の料金の支払を求められることをいう。

フィッシング(英:phishing)は、インターネットのWWWやEメール等を使った詐欺の一種である。フィッシング詐欺のうち、特定の個人、団体を標的としたものをスピアフィッシング(spear phishing)もしくはスピア型と呼ぶ。インターネット上で様々なサービスが提供されるにつれ、年々増加と高度化の傾向が顕著である。この行為は、悪意の第三者が会員制ウェブサイトや有名企業を装い、「ユーザーアカウントの有効期限が近付いています」や「新規サービスへの移行のため、登録内容の再入力をお願いします」などと、本物のウェブサイトを使った偽のウェブサイトへのURLリンクを貼ったメールを送りつけ、クレジットカードの会員番号といった個人情報や、銀行預金口座を含む各種サービスのIDやパスワードを獲得することを目的とする。その結果として架空請求詐欺や預金の引き下ろし・成り済ましなどに利用され、多重に被害者となってしまう、または間接的に加害者になってしまうケースも目立ってきている。

- ワンセグ放送

ワンセグ(1seg)は日本において、主に携帯電話などの携帯機器を受信対象とする地上デジタルテレビジョン放送である。

那須塩原市地域情報化懇談会設置要領

(設置)

第1条 那須塩原市における地域情報化の基盤となる公共ネットワーク整備計画等の調査検討を行うに当たり、地域の課題や情報化に伴う将来像等について意見を求めるため、那須塩原市地域情報化懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる者をもって20人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等からの推薦のあった者
- (3) その他

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長1名を置き、委員がこれを互選する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が行う。
- 3 懇談会の会議は、原則として公開とする。

(関係者の出席)

第6条 懇談会は、必要があると認めるときは、議事に関係する者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、企画部企画情報課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、懇談会に諮って別に定める。

(附則)

この要領は、平成18年10月6日より適用する。

那須塩原市地域情報化懇談会委員名簿

NO	役職名	氏名	所属
1	副会長	岡 政秀	東日本電信電話(株)栃木支店
2	委員	亀山 泰文	栃木県企画部情報政策課
3	委員	河内 賢二	那須インフォネット(株)
4	委員	君島 寛	那須塩原市企画部
5	委員	佐々木 邦明	塩原ケーブルテレビ(協)
6	会長	須賀 英之	宇都宮共和大学
7	委員	角 一幸	(株)TKC地方公共団体事業部
8	委員	関澤 繁	栃木県経済同友会
9	委員	相馬 勝彦	黒磯那須青年会議所
10	委員	大宮司 敏夫	那須塩原市教育部学校教育課
11	委員	中川 恵介	(株)NTTドコモ栃木支店
12	委員	野口 祐二	NHK宇都宮放送局
13	委員	長谷川 孝	(株)とちぎテレビ
14	委員	宮本 一成	那須野ヶ原青年会議所
15	委員	吉田 学	栃木県警察那須塩原署
16	委員	渡辺 鉄夫	黒磯那須消防組合黒磯消防本部

◎那須塩原市地域情報化懇談会の経過

	日時/場所	内 容
第 1 回	日時:平成 18 年 10 月 27 日(金) 午後 1 時 30 分 場所:西那須野支所 306 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 那須塩原市の現状と課題 ・ 情報化の現状と課題 ・ デジタルディバイドの解消について ・ 電子市役所の構築について ・ 情報化とまちづくりについて ・ 市民アンケート調査について
第 2 回	日時:平成 19 年 2 月 27 日(火) 午後 1 時 30 分～ 場所:西那須野公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査の結果について ・ 那須塩原市地域情報化計画の骨子等について
第 3 回	日時:平成 19 年 3 月 23 日(金) 午後 2 時～ 場所:西那須野支所 201 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 那須塩原市地域情報化計画の骨子(案)について

◎ 市民アンケート調査の概要

■方式……自記式調査票郵送法

■対象……那須塩原市民

那須塩原市全市民 114,057 人のうち、住民基本台帳に基づいて、
20 歳～70 歳の市民 78,088 人から 10,000 人を単純無作為抽出

■スケジュール

10 月 20 日(金)……発送

11 月 10 日(金)……正規の回答期限

12 月 6 日(水)……最終的な回収締め切り

■回収状況

11 月 10 日(金)時点……3,758 通 (回収率: 37.6%)

12 月 6 日(水)時点……4,136 通 (回収率: 41.4%)